

川崎市 密集市街地における 防災まちづくり推進計画

～燃え広がりにくいまちをめざして～

(案)



川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画 ～燃え広がりにくいまちをめざして～

川崎市が立地する南関東では、今後 30 年以内にマグニチュード 7 程度の地震が 70% 程度の確率で発生するとされており、いつ大きな地震が起きてもおかしくない状況です。

平成 21(2009) 年度に本市が実施した「川崎市地震被害想定調査」では、川崎市直下の地震（マグニチュード 7.3）が起きた場合、市域においては震度 5 強～7 の揺れとなり、市内のほとんどの地域で震度 6 弱以上と想定されました。また、この地震における人的被害については、約 1,140 人の方が亡くなるとされ、そのうちの 23% の方が死因が火災であると想定されました。

これを受け、「川崎市防災都市づくり基本計画」（平成 27 年 3 月策定）や「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、火災延焼分野の減災を図るため、リスクに応じて、ハード・ソフト一体となった取組を進める不燃化重点対策地区と、主にソフト対策により地域防災力を向上させる防災まちづくり推進地区をそれぞれ位置づけ、取組を進めてきましたところです。

取組開始から一定期間が経過し、両地区でさまざまな取組を進めてきたことで、地震火災延焼対策や地域防災力の向上に資する取組について多くの知見が蓄積されました。

このような背景から、これまでの取組や課題等を検証し、効率的かつ効果的に地震火災延焼対策を進めていくため、今後の取組について取りまとめました。

また、これまでの災害において、災害発生時には大半の方が、家族や近所の人に救助されているという実態があります。度々起こる災害により市民の防災への意識が年々高まりを見せている中で、災害に備え地域防災力を高めることは、ますます重要になっています。このため、市民の方々との協働により得られた防災まちづくりのノウハウを、より多くの市民の皆様に知っていただくことで、地域防災力の向上が期待できることから、不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区以外にも、防災まちづくりの取組を広めることを位置づけました。

以上のことから、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力の一層の向上をめざし、「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画 ～燃え広がりにくいまちをめざして～」を策定します。

令和 8 (2026) 年 2 月

目 次

第1章 計画の目的等.....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) まちづくり分野における減災対策の重要性.....	1
(2) まちづくり分野の減災対策.....	2
(3) 密集取組方針に基づく火災延焼対策.....	2
2 目的.....	4
3 計画の位置づけ等.....	4
(1) 計画の位置づけ.....	4
(2) 上位計画等の整理.....	4
4 計画期間.....	5
第2章 これまでの取組.....	6
1 これまでの主な取組.....	6
(1) 不燃化重点対策地区.....	6
(2) 防災まちづくり推進地区.....	7
2 これまでの目標値及び進捗状況.....	8
(1) 不燃化重点対策地区.....	8
(2) 防災まちづくり推進地区.....	9
第3章 現状と課題.....	10
1 不燃化重点対策地区的現状と課題.....	10
(1) 現状.....	10
(2) 課題と対策のポイント.....	23
2 防災まちづくり推進地区的現状と課題.....	24
(1) 防災まちづくり支援を実施した町内会の現状.....	24
(2) 防災まちづくり支援が未実施の町内会の現状.....	25
(3) 課題.....	25
(4) 地域住民主体の防災活動の醸成に必要なこと.....	26
3 その他の地区.....	26
(1) 地域住民主体の防災活動の市民の関心の高まり.....	26
(2) 課題.....	26
第4章 方針及び目標等.....	27
1 対象範囲.....	27
(1) 火災延焼リスクの高い地区.....	27
(2) その他の地区.....	27
2 計画の目標.....	29
(1) 火災延焼リスクの高い地区.....	29
(2) その他の地区.....	30
3 基本方針及び取組方針.....	31

(1) 基本方針.....	31
(2) 基本方針を踏まえた地区別の取組方針.....	31
第5章 具体的な取組.....	32
1 各地区における具体的な取組.....	32
(1) 火災延焼リスクの高い地区.....	32
(2) その他の地区.....	36
2 進行管理.....	37
資料編.....	38

第1章 計画の目的等

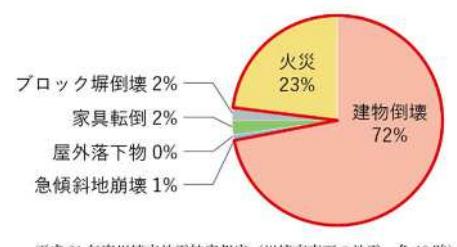
1 計画策定の背景

(1) まちづくり分野における減災対策の重要性

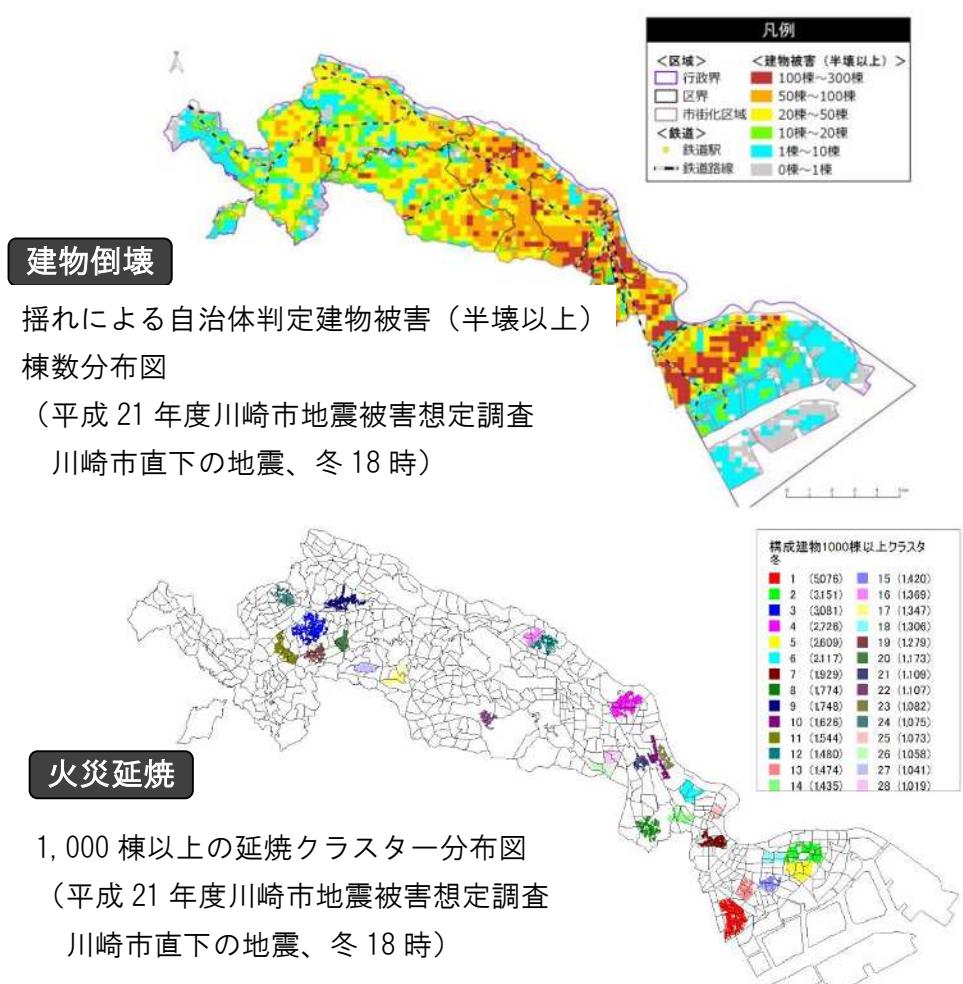
川崎市（以下「本市」という。）では、大規模地震が発生した際の被害の軽減を、より具体的に図るため、今後軽減する被害量を「減災目標」として定め、その目標を達成するために必要な対策の数値目標や減災効果（被害軽減量）等を検討する基礎資料とすることを目的として、平成 21(2009)年度に川崎市地震被害想定調査（以下「地震被害想定調査」という。）を実施しました。

この地震被害想定調査における死者数の内訳としては、建物倒壊と火災による死者が全体の約 95%を占めており（図 1 参照）、まちづくり分野の減災対策は死者数減の目標達成に向け非常に大きな役割を担っています。さらに、平成 24(2012) 年度には、最新の研究成果等による知見や東日本大震災の教訓を踏まえて、大規模地震による被害想定を再検証しました。

また、図 2 のとおり建物倒壊や火災延焼の被害の分布が示され、建物倒壊の被害は、全市的な広がりを見せているのに対し、火災延焼の被害は偏在していることが分かりました。



＜図 1 地震被害想定調査における原因別死者数割合＞



＜図 2 建物倒壊・火災延焼分布図＞

(2) まちづくり分野の減災対策

これまで、まちづくり分野の減災のうち、建物倒壊については地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりを推進することを目的とした「川崎市耐震改修促進計画」において取組を推進してきました。

平成23(2011)年の東日本大震災で新たにもたらされた課題や再度の被害想定を受け、まちづくり分野において、多様な主体による取組を集結し、災害に強いまちづくりを実現するため、平成27(2015)年3月に「川崎市防災都市づくり基本計画」を策定しました。

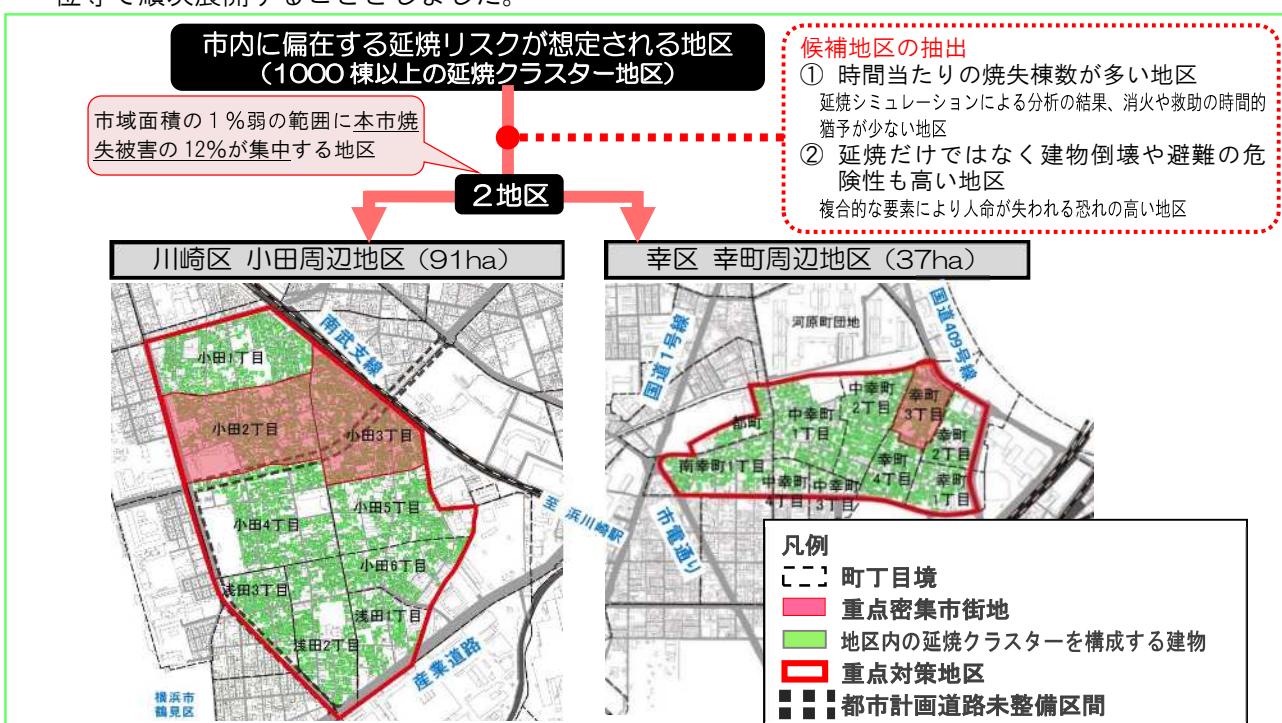
「川崎市防災都市づくり基本計画」では、策定の視点のひとつに「防災都市づくりの担い手である市民による地域防災力の向上」を掲げています。平成7(1995)年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、生き埋めや閉じ込められた際の救助は、9割以上が自助・共助によるものでした（図3参照）。このような過去の震災の教訓から、行政による対応（公助）には限界があるため、地域住民との協働による防災まちづくりへの支援を、減災まちづくりの中核をなす重要な取組として位置づけ、自助・共助の取組等を活性化し、地域防災力の向上を図ることとしました。

のことから、火災延焼については、火災延焼リスクが想定される地区を対象として平成28(2016)年3月に「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」（以下「密集取組方針」という。）を策定しました。

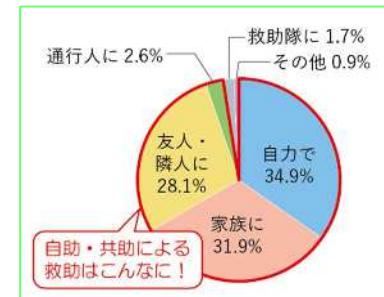
(3) 密集取組方針に基づく火災延焼対策

密集取組方針では、重点対策地区として地震被害想定調査上で人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区的抽出を行い、小田周辺地区及び幸町周辺地区を選定し、不燃化の取組を推進することとしました（図4参照）。

また、重点対策地区以外における取組の方向性としては、防災上のリスク等を踏まえた優先度を考慮しながら「地域住民との協働による防災まちづくり」や防災意識の向上への取組を地域組織単位等で順次展開することとしました。



<図4 重点対策地区の候補地区の選定フロー>



<図3 生き埋めや閉じ込められた際の救助
(出典:(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」>

密集取組方針を受け、平成 28(2016)年 12 月に「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」(以下「不燃化推進条例」という。)を制定し、平成 29(2017)年 3 月には、地震による火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地区で、特に建築物の不燃化を推進する必要があるとして不燃化重点対策地区(小田周辺地区・幸町周辺地区)を指定しました。

平成 29(2017)年 7 月からは、不燃化推進条例により、不燃化重点対策地区内の建築にあたっては、小規模建築物にも新たな防火規制を導入することとし、原則としてすべて準耐火建築物以上とすることを義務化しました(図 5 参照)。



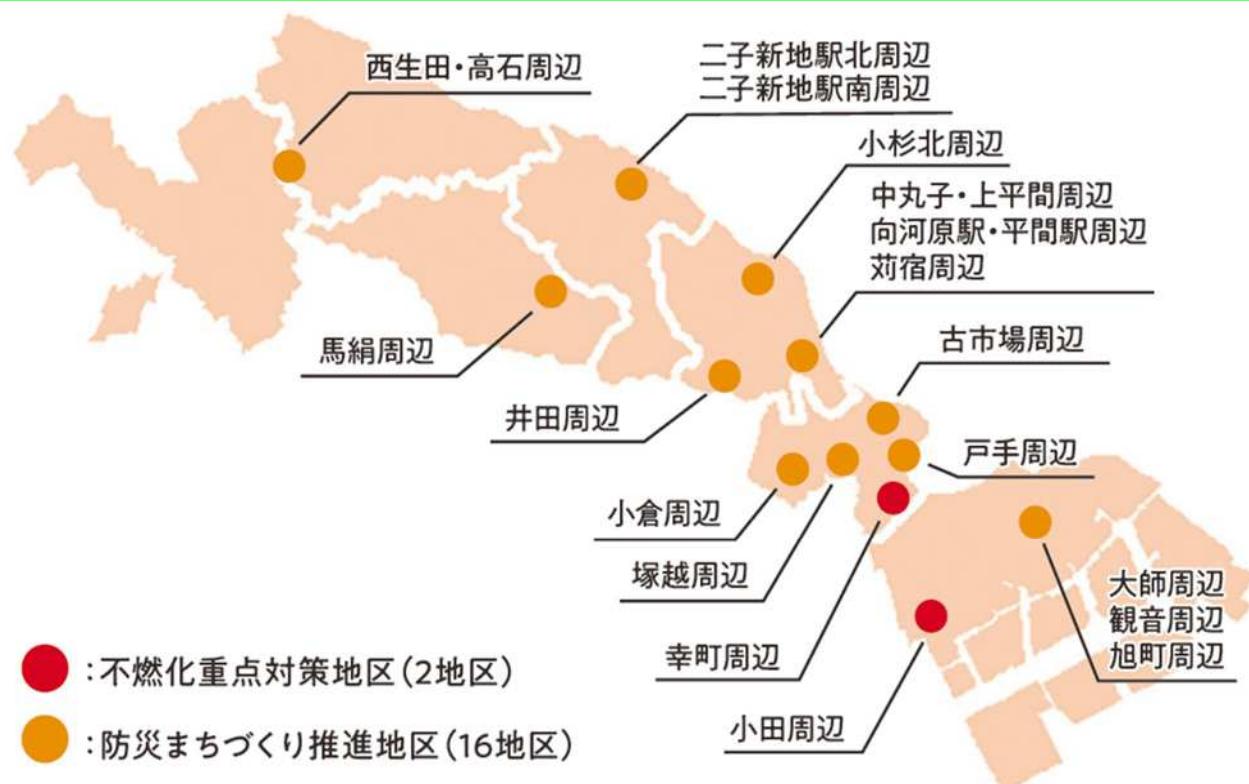
<図 5 条例による規制強化のイメージ>

一方で、火災延焼リスクが想定される地区のうち、不燃化重点対策地区に次いでリスクが高い地区は、防災まちづくり推進地区(図 6、7 参照)として平成 29(2017)年度から防災まちづくり支援事業を開始し、地域防災力の向上を図るため、町内会・自治会(以下「町内会」という。)の防災活動の伴走支援を行うこととしました。

これらについては、密集取組方針に基づき、令和 7(2025)年度を目標年次として、被害軽減に向けた取組を推進してきました。



<図 6 火災延焼リスクに応じた地区的考え方>



<図 7 不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区>

2 目的

「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」(以下「本計画」という。)は、密集取組方針による火災延焼対策における本市のこれまでの取組や課題等を整理し、今後の取組についてとりまとめてることで、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力の一層の向上により、大規模地震時における死者数を削減することを目的として策定します。

3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「かわさき強靭化計画」を指針にするとともに、令和7(2025)年3月に策定した「川崎市立地適正化計画」(以下「立地適正化計画」という。)、不燃化重点対策地区を含む「小田周辺戦略エリア整備プログラム」(以下「整備プログラム」という。)と整合を図った上で、密集市街地の改善及び地域住民との協働による防災まちづくりの取組の実行計画とします。

また、防災関連計画である「川崎市地域防災計画(震災対策編)(地区防災計画編)」、「川崎市耐震改修促進計画」及びコミュニティ施策関連である「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」や「区役所改革の基本方針」などの各種関連計画等も踏まえて策定します。

(2) 上位計画等の整理

ア 川崎市総合計画 (令和7(2025)年度改定)

この計画では、「まちの耐震化・不燃化の推進」を施策の一つとして掲げ、火災延焼リスクの高い地区における減災対策として、まちの不燃化の取組と合わせて、地域住民との協働による防災まちづくりを推進することとしています。

イ かわさき強靭化計画 (令和7(2025)年度改定)

この計画は、国土強靭化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの(アンブレラ計画)として、事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)等を設定し、必要な施策の重点化を行っており、施策の一つとして地域力を掲げ、地域における主体的な防災まちづくりの支援を推進することとしています。

ウ 川崎市都市計画マスタープラン全体構想 (平成29(2017)年3月改定)

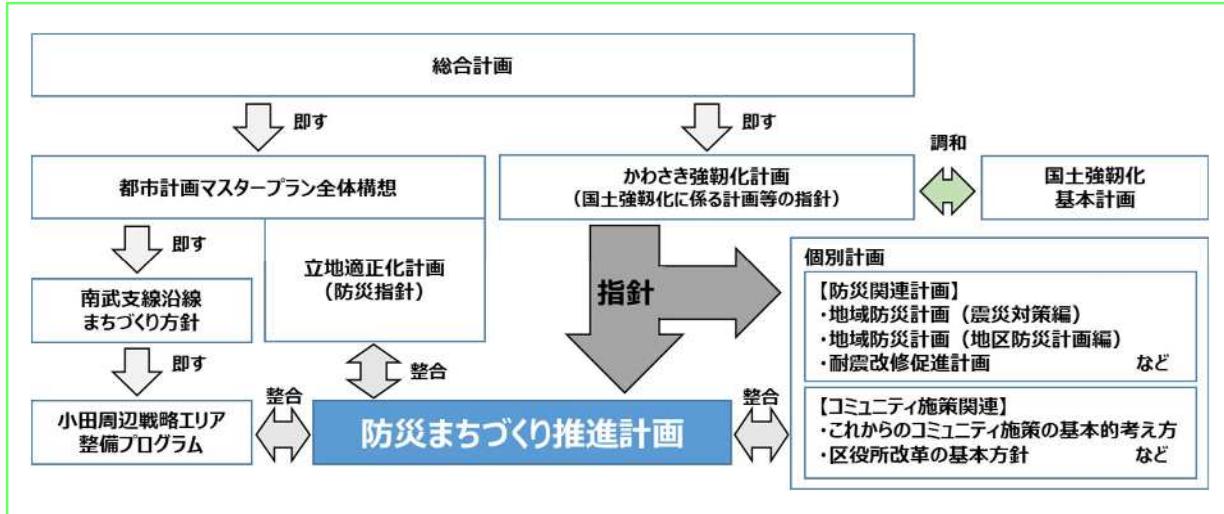
このプランは、将来の都市像の実現に向けて、まちづくりの方向性をわかりやすく発信し、地域の主体的なまちづくりを促すとともに、まちづくりの指針として、その活用を図ることとしています。

エ 川崎市立地適正化計画 (令和7(2025)年3月策定)

この計画では、本市における居住機能や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方をより具体化し、「市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくり」をめざすこととし、水害・土砂災害・地震を対象とした災害について適切にリスク分析を行い、必要な対策を位置づけるとともに、あらゆる自然災害に対する復興対策についても位置づけています。

オ 小田周辺戦略エリア整備プログラム (平成31(2019)年1月策定、令和6(2024)年2月見直し)

このプログラムでは、密集市街地である小田周辺地区と隣接する公有地等を含めた小田周辺戦略エリアにて、平成30(2018)年3月に策定した「南武支線沿線まちづくり方針」に示す将来像の実現に向け、戦略的取組の10年間の方針・スケジュールを示すことで、市民・事業者・行政が共有し、戦略的取組を着実に推進することとしました。



＜図8 本計画と各種計画との関係＞

4 計画期間

本計画が対象とする期間は、川崎市総合計画の計画期間に合わせて、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。

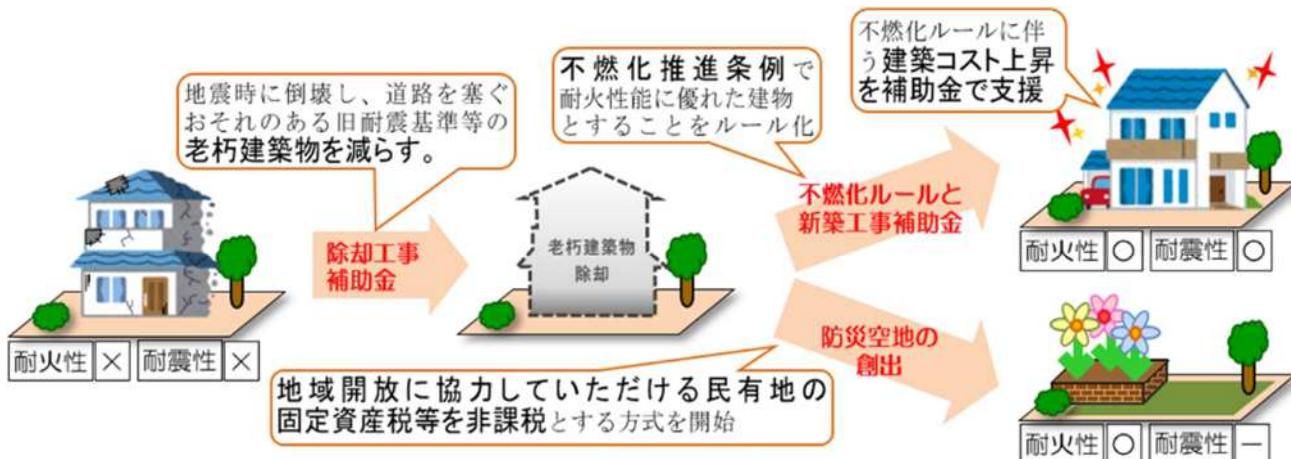
第2章 これまでの取組

1 これまでの主な取組

(1) 不燃化重点対策地区

ア 主な取組

不燃化推進条例により原則として建築物をすべて準耐火建築物以上とすることを義務化しました。この防火規制強化に伴い地域住民には建築コストの負担増が生じることとなるため、建築物更新の停滞防止や誘導促進の観点から、金銭的負担を緩和する老朽住宅の解体費や新築工事費等への補助金による不燃化支援制度を拡充して取組を推進してきました（図9参照）。



<図9 条例による規制と支援制度のイメージ>

イ 取組実績

(ア) 住宅等不燃化推進事業補助金

- 老朽建築物の除却及び条例により規制強化となる建築物の新築等への補助

【補助実績：483件（H29～R6年度末時点）】

(イ) 密集住宅市街地整備促進事業補助金

- 複数の老朽建築物を共同化し、耐火性能の高い建築物に建替える事業への補助

【補助実績：3件（H29～R6年度末時点）】

(ウ) 区画道路拡幅促進事業助成金

- 狹い道路（二項道路）のうち、指定路線の拡幅に伴う支障物の撤去 新設等の費用の一部を補助

【補助対象路線沿い：183宅地中140宅地拡幅（R6年度末時点）】

(エ) 防災空地の整備・活用

- 当面活用予定がない私有地を地域へ開放し、火災の延焼抑制や避難消火活動の場等として利用

【整備実績：6箇所（H29～R6年度末時点）】

(オ) 地域住民等に向けた周知・啓発等

- 防災まちづくり通信の全戸配布年二回等

【発行実績：各地区16回発行（H29～R6年度末時点）】



<図10 防災空地の効果のイメージ>

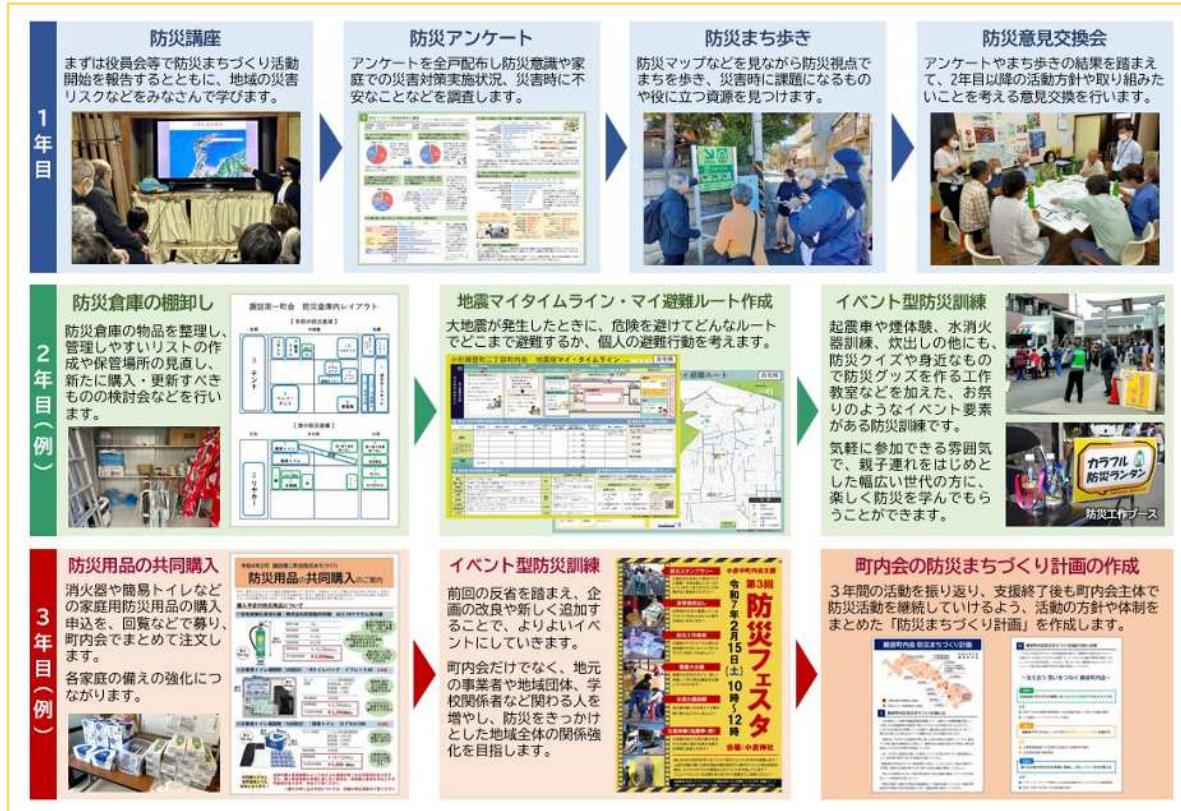
(2) 防災まちづくり推進地区

ア 主な取組

平成29(2017)年度から実施した防災まちづくり支援事業では、防災まちづくり推進地区内の町内会へ3年間の防災まちづくりの取組支援を実施し、地域に即した「防災まちづくり計画」を作成してきました。支援後については、定期的な連絡等により活動状況を把握し、必要に応じて他の町内会の取組などを紹介することで地域住民主体の防災活動を促してきました。

また、これまでの取組により、防災まちづくり支援の手法が確立され、効果的な支援を実施してきました。

【支援内容の例】



<図11 防災まちづくり支援例>

イ 取組実績

(ア) 防災まちづくり支援

- 防災まちづくり推進地区内の町内会に対して、一つの町内会につき3年間の支援を実施

【支援実績：31町内会 (R6年度末)】

- 防災まちづくり支援方法の確立

- 支援後の町内会へ活動状況の確認 (R2年度～)

(イ) 防災まちづくり事例集

- これまでの知見等を整理した「防災まちづくり事例集」の作成・周知

【配布実績：2,300部以上 (R5年度～)】

(ウ) 未支援町内会へのアプローチ

- 対象町内会へヒアリング等を実施し、防災活動状況等を把握

【ヒアリング実績：延べ70町内会以上 (R5年度～)】

- 各区町内会連合会などにおいて事業説明等による周知・啓発 (毎年度)



(エ) 防災まちづくりカフェ・交流会

地域住民主体の防災活動のきっかけづくりの場として、令和7年(2025)年2月に、防災まちづくり支援により防災活動を継続している町内会を代表して、2町内会の方々に活動を紹介していただき、その後、発表者と参加者で意見交換を行うなど、「防災まちづくりカフェ・交流会」を開催しました。



防災まちづくりカフェ・交流会の様子

2 これまでの目標値及び進捗状況

平成28(2016)年3月に策定した総合計画における施策1-1-2の地域の主体的な防災まちづくりの推進では、施策の方向性として、不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進、火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりを推進することとしています。目標については、地域の特性に応じた地域防災力の向上により、延焼等による被害を減らすことを掲げ、次の成果指標を目標値として設定しています。

(1) 不燃化重点対策地区

平成21(2009)年度の地震被害想定調査の想定焼失棟数に対する削減割合を成果指標とし、目標値を設定しました(表1参照)。

これは、焼失棟数は火災による死者数に比例することから、上位計画であるかわさき強靭化計画の死者数減の目標に関連するため、成果指標として設定したものです。

目標値については、次章で示すとおり、燃えにくい構造の建物の割合が増えたことなどから、達成見込みです。



図14 想定焼失棟数の削減イメージ

表1 想定焼失棟数削減割合※

指標	目標・実績	R2	R7
想定焼失棟数 削減割合※ (%)	目標値	30	35
	実績	31.5	達成見込み (R6時点で34.6)

※想定焼失棟数は、火災延焼の「燃え広がりやすさ」を表す指標。地区内の1棟で出火があった場合に6時間後に燃え尽きている棟数を延焼シミュレーションにより算出する。これを地区内の建築物の10%にあたる棟数で繰り返しを行い、平均値を出したもの。

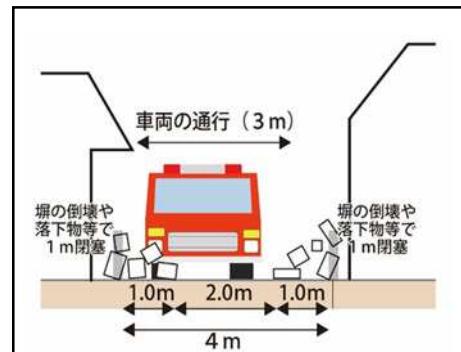
(2) 防災まちづくり推進地区

大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞確率の低減を成果指標とし、目標値を設定しました（表2参照）。

目標値については、災害リスクの周知・啓発等を推進してきたことから、達成見込みです。

＜表2 道路閉塞確率※＞

指標	目標・実績	R4	R5	R6	R7
道路閉塞確率(%)	目標値	39.3	38.5	37.8	37.0
	実績	37.6	37.4	37.2	37.0



＜図15 地震時の道路閉塞イメージ＞

※道路閉塞確率とは、地震などの災害時に建物が倒壊し、道路が通行不能になる確率のこと。建物の構造や建築年代、道路幅員などが影響する。40%を下回ることが安全な避難の目安とされている。

【参考】小田周辺戦略エリア整備プログラムにおける小田周辺地区の目標と戦略的取組

小田周辺戦略エリア整備プログラムは、小田周辺地区と隣接する公有地等を含めた小田周辺戦略エリアにて「南武支線沿線まちづくり方針」(H30.3策定)に示す将来像の実現に向け、戦略的取組の10年間の方針・スケジュールを示すことで、市民・事業者・行政が共有し、戦略的取組を着実に推進することを目的として平成31年1月に策定し、令和6年2月に見直しを行っています。

目標値として小田周辺地区における不燃領域率を53.2%以上にすることなどを設定しています（表3参照）。

＜表3 小田周辺地区の不燃領域率※と目標値＞

指標	策定期(H30.1)	目標・実績	R4.12	R10
不燃化重点対策地区（小田周辺地区） 全体における不燃領域率(%)	43.2	目標値	—	53.2
		実績	47.4	—

※不燃領域率とは、密集市街地における延焼のしにくさを示す指標であり、高いほど延焼しにくいとされており、不燃領域率が40%を超えると、延焼による焼失率が急激に減少すると言われている。

不燃領域率：空地率 + (1 - 空地率) × 不燃化率

空地率：(100m²以上の空地面積 + 幅員6m以上の道路面積) / 対象地区面積

不燃化率：(耐火建築物建築面積 + 準耐火建築物建築面積 × 0.8) / 全建築物建築面積

焼失率：焼失面積 / 全建築物建築面積

戦略的取組は次の6つであり、このうち、戦略的取組④⑤⑥は小田周辺戦略エリアのみの取組です。

- ・ 戦略的取組① 建築物の不燃化等の推進
- ・ 戦略的取組② 道路機能の強化
- ・ 戦略的取組③ 公園・空地の確保
- ・ 戦略的取組④ 公共空間の有効活用
- ・ 戦略的取組⑤ 駅へのアクセスの改善
- ・ 戦略的取組⑥ 協働による地区まちづくり

第3章 現状と課題

1 不燃化重点対策地区の現状と課題

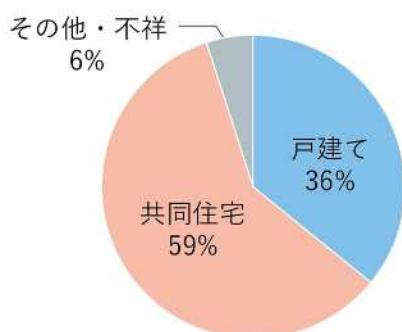
(1) 現状

ア 住民の状況（平成 22 年、平成 27 年及び令和 2 年の国勢調査データによる）

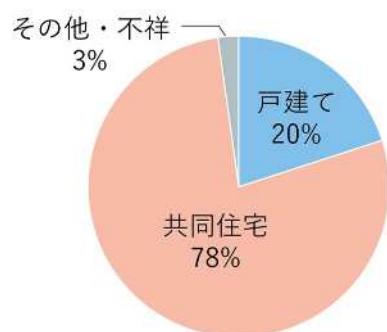
小田周辺地区は、人口が減少しつつ、65 歳以上の割合が増加し、15 歳未満の割合が減少する典型的な少子高齢化が進行しています。一方で幸町周辺地区は人口が増加しつつ、生産年齢人口の割合も増加しています。また、両地区とも単身世帯が増加しています。建て方別世帯数では、小田地区は共同住宅が約 60%、戸建て住宅が約 35%に対し、幸町周辺地区では、共同住宅が約 80%、戸建て住宅が約 20%となっています。



小田周辺地区 住宅の建て方別世帯数（令和2年）



幸町周辺地区 住宅の建て方別世帯数（令和2年）



<図 16 不燃化重点対策地区的住民や世帯の状況>

イ 建築物の状況（まちづくり局調べ）

小田周辺地区の建築物は概ね 5,000 棟、幸町周辺地区の建築物は概ね 2,000 棟です。両地区的建築物の用途、防火構造は次のとおりです。

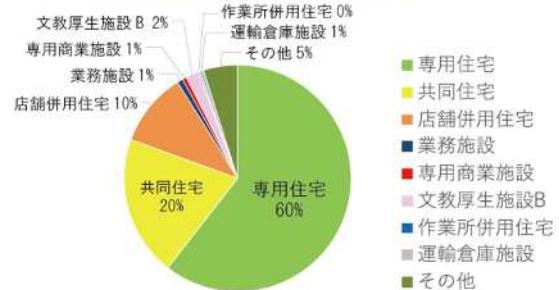
＜用途＞（令和 6 年）

小田周辺地区及び幸町周辺地区共に約 9 割が住宅系用途（店舗併用住宅を含む）、うち戸建て住宅が概ね 6～7 割、共同住宅が概ね 2 割となっています。

小田周辺地区 建築物の用途別割合（令和6年）



幸町周辺地区 建築物の用途別割合（令和6年）



＜図 17 不燃化重点対策地区の建築物の用途の割合＞

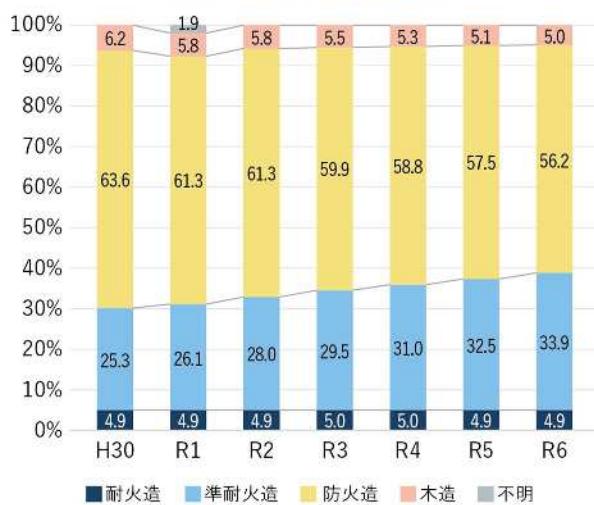
＜防火構造の推移＞（平成 30 年から令和 6 年）

比較的延焼しやすい木造及び防火木造の割合は、不燃化推進条例の規制と不燃化支援制度により順調に減少しており、小田周辺地区では平成 30(2018) 年から令和 6(2024) 年にかけて 8.6 ポイント減り約 60%、幸町周辺地区では同期間に 8.5 ポイント減り約 50% となっています。

このような延焼しやすい構造の建築物が減少し、比較的延焼しにくい準耐火造や延焼しない耐火造の建築物が増加することで、目標値である想定焼失棟数の削減が進んでいます。

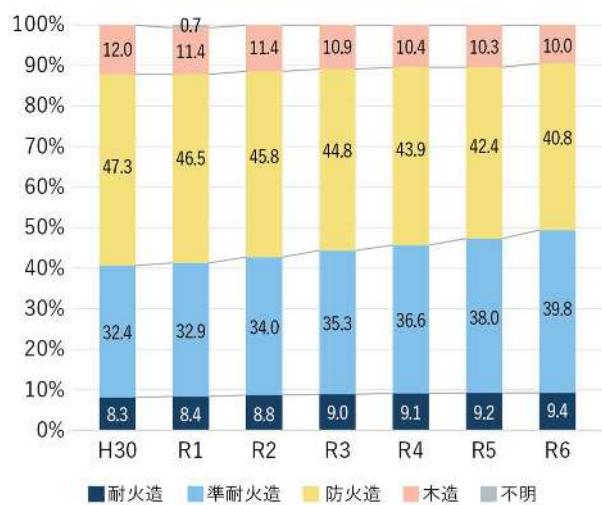
小田周辺地区全体

防火構造別棟数割合の推移



幸町周辺地区全体

防火構造別棟数割合の推移



＜図 18 不燃化重点対策地区の防火構造別棟数割合の推移＞

＜更新率＞（平成 30 年から令和 5 年）

両地区的更新率については、平成 29(2017) 年度の条例規制及び補助制度の拡充前の 10 年間の更新率の平均（年単位）が棟数ベースで 1.3% であったのに対し、制度開始後の平成 30(2018) 年から令和 5(2023) 年までの更新率の平均（年単位）は、小田周辺地区が 1.71%、幸町周辺地区が 1.62% と上昇しています。

ウ 町丁目ごとの防災性評価指標の状況（まちづくり局調べ）

密集取組方針では「想定焼失棟数の削減割合」を目標値としており、前述のとおり順調に改善しています。想定焼失棟数以外の密集市街地の防災性を評価する代表的な指標については次のようなものがあり、各地区について町丁目ごとにまとめたものを示します。

＜表4 防災性の評価指標の定義とデータ、出典＞

評価指標	定義	データ、出典
不燃化率 (%)	(耐火建築物建築面積+準耐火建築物建築面積×0.8)／全建築物建築面積×100 【基準】 ・40%未満：早急に整備すべき市街地（昔の東京都の基準） ・60%未満：木造住宅密集地域（昔の東京都の基準）	令和6年度不燃化重点対策地区建物GISデータ（川崎市作成） 住環境－評価方法と理論
不燃領域率 (%)	空地率 + (1 - 空地率 / 100) × 不燃化率 空地率 = (100 m ² 以上空地面積 + 幅員6m以上道路面積) / 地区面積 × 100 ・100 m ² 以上の空地の面積は、毎年算定している不燃領域率の空地を対象に、R2都市計画基礎調査の土地のGISデータから計測 ・幅員6m以上道路の面積は、R2基礎調査の土地のGISデータで幅員6m以上とされている道路の面積を計測 【基準】 ・30%：焼失率80%以上 ・40%以上：焼失率20～25%（基礎的安全性確保） ・60%以上：焼失率0%に近付く ・70%以上：焼失率ほぼ0	令和2年度都市計画基礎調査の土地データ 東京都防災都市づくり推進計画
木防建蔽率 (%)	木造（防火造含む）建築物建築面積／セミグロス地区面積×100 ・セミグロス地区面積：地区面積から幅員15m以上の道路、水面、河川及び概ね1ha以上の大規模空地を差し引いた面積 【基準】 ・20%未満：延焼が拡大せず安心 ・40%以上：延焼拡大の危険性が高い	出典：改訂都市防災実務ハンドブック データ：令和6年度不燃化重点対策地区建物GISデータ（川崎市作成）、令和2年度都市計画基礎調査 改訂都市防災実務ハンドブック
老朽木造建物棟数率 (%)	昭和55年以前建築木造建物棟数／全建物棟数×100 ・分母は建築年次と建物構造が判明している建物の棟数 【基準】 ・30%以上：東京都の木造住宅密集地域の基準の1つ	令和6年度不燃化重点対策地区建物GISデータ（川崎市作成） 東京都防災都市づくり推進計画
住宅戸数密度 (戸/ha)	住宅戸数／地区面積 【基準】 ・55戸/ha以上：東京都の木造住宅密集地域の基準の1つ ・80戸/ha以上：国の延焼危険性が高い地区的条件の1つ	令和6年度不燃化重点対策地区建物GISデータ（川崎市作成） 東京都防災都市づくり推進計画、国交省資料
ネット地区建蔽率 (%)	建物建築面積合計／宅地面積合計×100 ・不燃領域率の算定で空地とした土地・建物は除く 【基準】 ・～30%：良好な市街地環境 ・30～40%：敷地規模や建物形態によって良・不良 ・40～60%：住宅市街地では建て詰まりの弊害が顕著 ・60%～：ほぼ敷地一杯に建物が建っている印象になる	令和5年度不燃化重点対策地区建物GISデータ（川崎市作成）、令和2年度都市計画基礎調査 新建築学体系19市街地整備計画
4m未満道路延長率 (%)	幅員4m未満道路延長／全道路延長×100 ・道路はR2都市計画基礎調査の土地のGISデータで道路とされているものを対象とし、同データの幅員データを用いて幅員4m未満道路を特定 ・GISのポリゴンデータから、独自に延長を計測 ・街区の境界に位置する道路は、接するそれぞれの街区で道路として算入 【基準】特になし	令和2年度都市計画基礎調査

町丁目ごとの防災性評価指標は次のとおりです。不燃化重点対策地区の内外にまたがる町丁目は地区内ののみの区域の数値を採用しています。

＜表5 各町丁目の防災性評価指標一覧＞

	木防建ぺい率 (%)	老朽木造建物棟 数率(%)	不燃化率 (%)	不燃領域率 (%)	ネット地区建蔽 率(%)	住宅戸数密度 (戸/ha)	4m未満道路延 長率(%)	焼失棟数の 削減割合 (%)
小田周辺地区	小田1丁目	22.2	22.4	38.4	49.7	55.3	105	19.4
	小田2丁目	20.0	31.4	43.2	53.9	48.9	110	30.3
	小田3丁目	25.9	32.3	26.0	34.3	49.2	114	44.5
	小田4丁目	24.9	22.7	38.6	55.8	57.3	97	39.4
	小田5丁目	23.9	21.6	37.9	39.3	53.1	129	41.3
	小田6丁目	28.5	26.6	27.8	35.8	54.1	126	36.8
	浅田1丁目	17.8	22.9	50.8	58.7	54.1	103	27.8
	浅田2丁目	23.1	28.1	47.6	57.9	60.5	138	31.9
	浅田3丁目	22.3	33.0	42.4	50.0	54.3	114	25.1
幸町周辺地区	都町	20.5	23.9	45.0	58.4	60.3	95	19.4
	南幸町1丁目	21.5	23.4	48.2	56.3	57.7	183	26.7
	中幸町1丁目	18.6	20.7	52.3	57.5	56.0	142	33.4
	中幸町2丁目	26.0	16.4	39.1	42.9	56.7	150	43.5
	中幸町3丁目	21.2	22.2	53.2	60.9	57.6	174	7.9
	中幸町4丁目	11.6	18.9	67.6	72.2	55.2	268	18.2
	幸町1丁目	14.8	8.7	59.8	67.5	54.1	171	28.2
	幸町2丁目	17.0	22.9	56.1	63.1	51.9	163	24.7
	幸町3丁目	21.3	31.3	35.3	46.6	54.4	122	32.1
	幸町4丁目	24.0	20.0	39.9	44.1	55.0	159	32.1

※「密集取組方針」策定前の数値との比較については、資料編参照

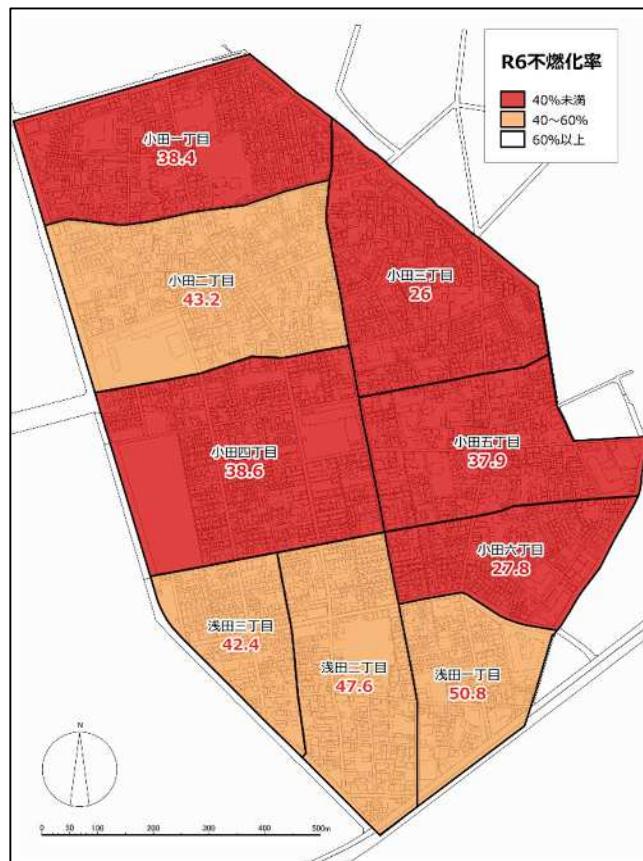
<小田周辺地区>

不燃化率が低い町丁目が多いですが、不燃領域率となると小学校や大規模公園の影響により、基礎的安全性の基準である40%に満たない町丁目は東側の小田三丁目、小田五丁目（小学校を含む一部の区域を除く）及び小田六丁目のみとなります。

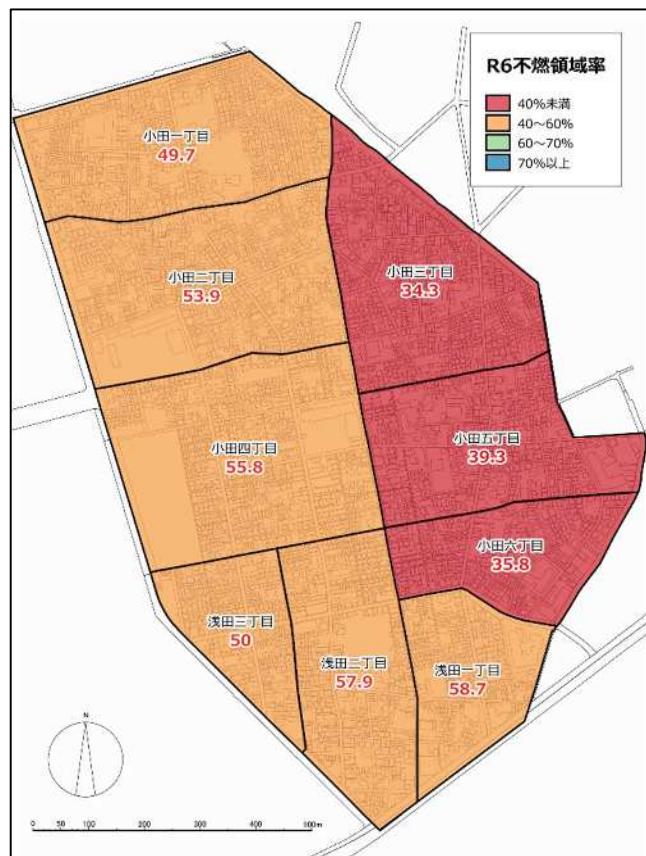
木防建蔽率は延焼拡大の危険性が高いとされる40%を超える町丁目は存在せず、老朽木造棟数率は30%を超える町丁目の数は全体の3分の1で、燃えやすい又は倒壊の危険性が高い建物は一定程度あるものの減少傾向です。

ネット地区建蔽率はすべての町丁目で40%を超えており、建て詰まりが顕著です。また、住宅戸数密度もほぼすべての町丁目で80戸/haを超えており、国の定める密集市街地の基準に該当しています。

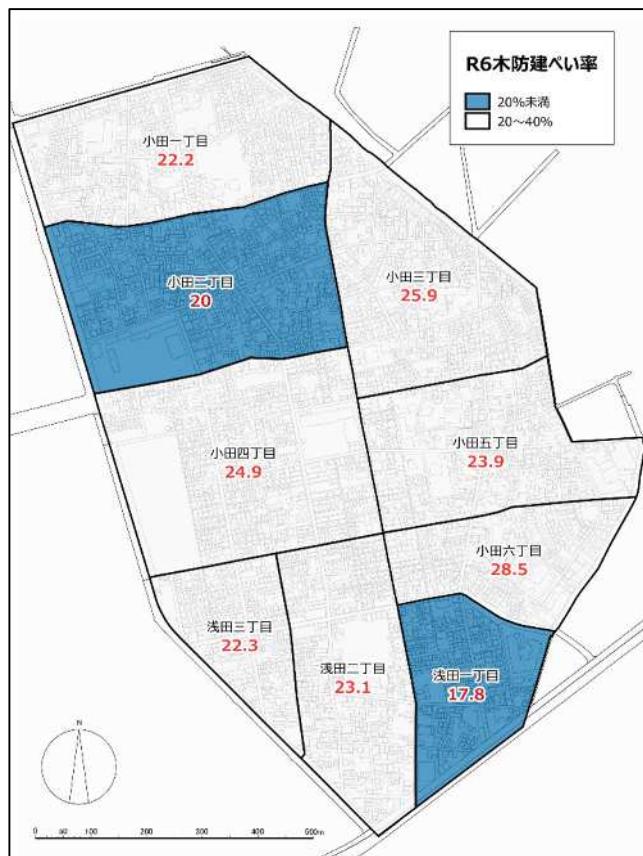
4m道路未満道路延長率は町丁目によるばらつきが大きく、狭い道路（二項道路）が偏在しつつ多く存在していることがわかります。



<図19 不燃化率（小田周辺地区）>

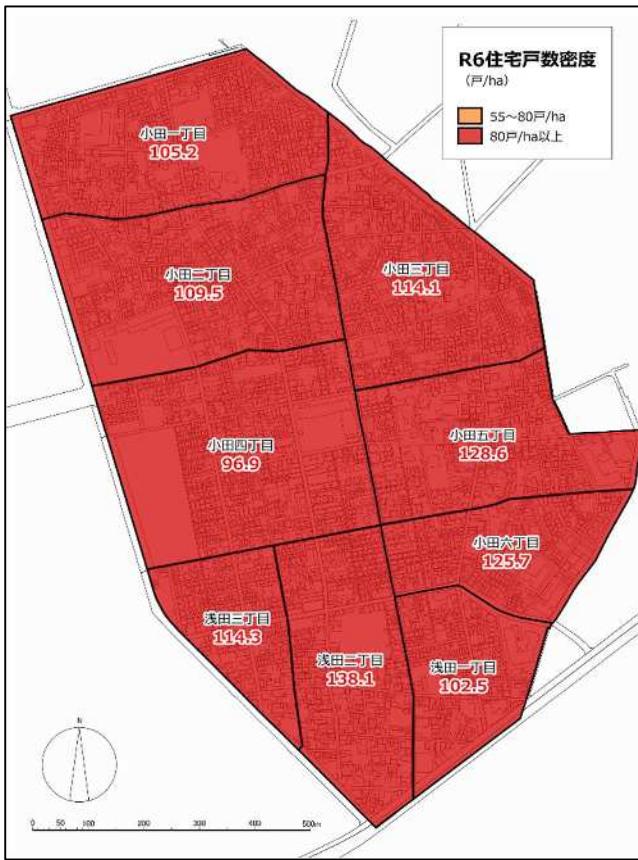


<図20 不燃領域率（小田周辺地区）>

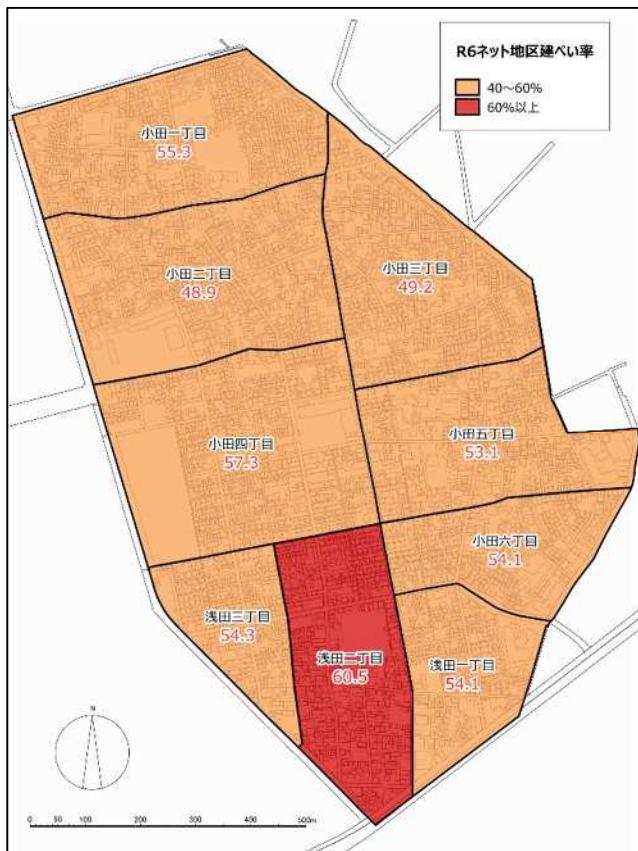




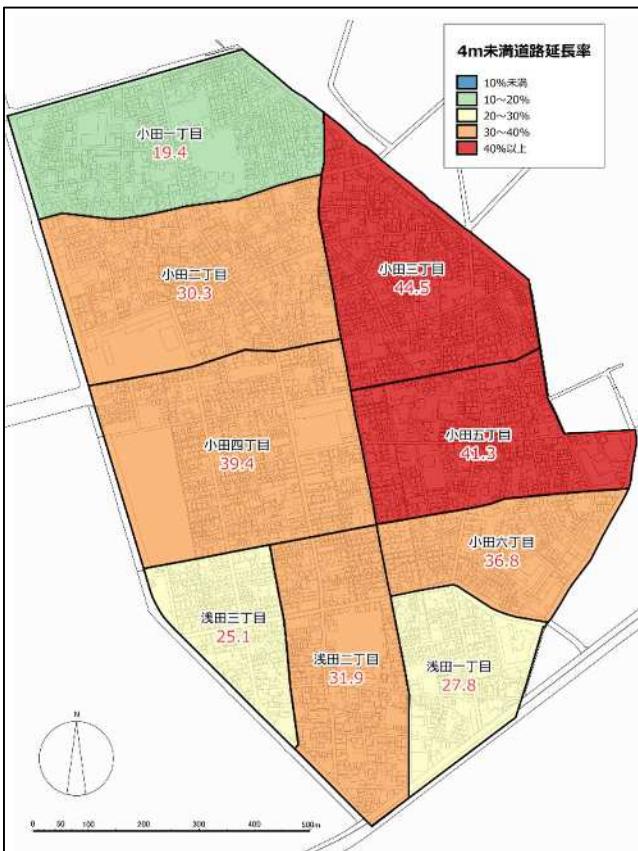
<図 22 老朽木造建物棟数率（小田周辺地区）>



<図 23 住宅戸数密度（小田周辺地区）>



<図 24 ネット地区建蔽率（小田周辺地区）>



<図 25 4m未満道路延長率（小田周辺地区）>

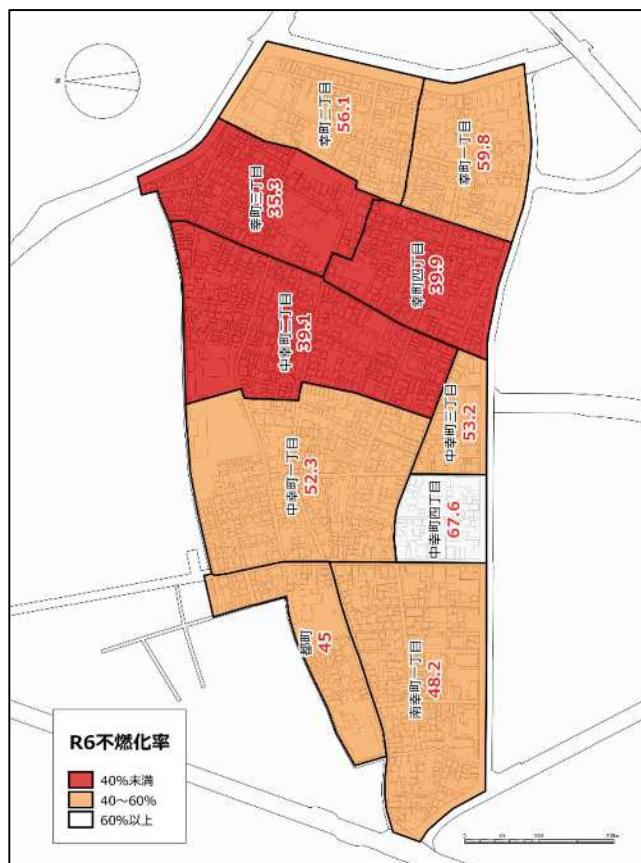
<幸町周辺地区>

不燃化率が低い町丁目がいくつか見受けられるものの、不燃領域率はすべての町丁目で基礎的安全性の基準である 40%を超えており、木防建蔽率は延焼拡大の危険性が高いとされる 40%を超える町丁目は存在せず、老朽木造棟数率は 30%を超える町丁目の数は幸町三丁目のみです。

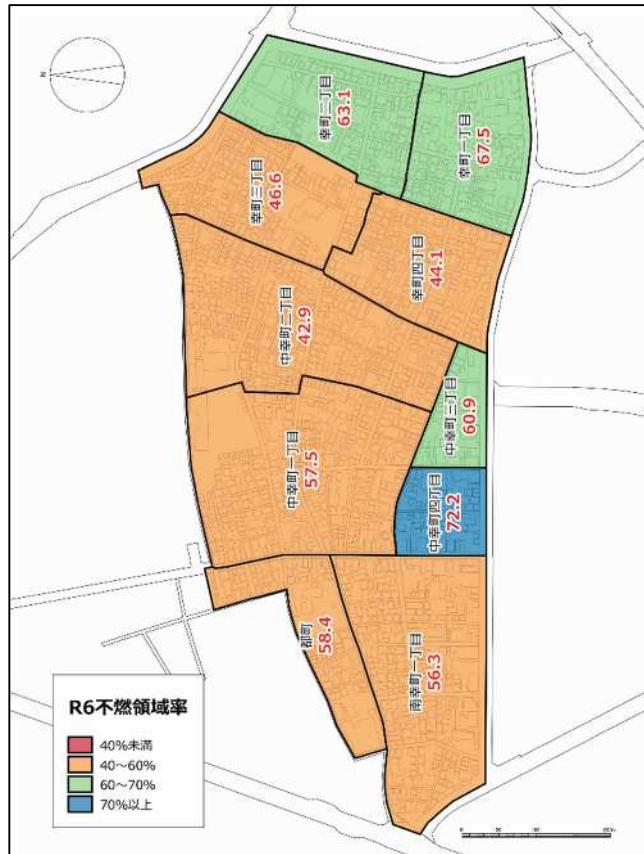
以上から、不燃化が一定程度進んでいることがわかります。

ネット地区建蔽率はすべての町丁目で 40%を超えており、建て詰まりが顕著です。また、住宅戸数密度もほぼすべての町丁目で 80 戸/ha を超えており、国の定める密集市街地の基準に該当しています。

4m 未満道路延長率は町丁目によるばらつきが大きく、狭あい道路（二項道路）が偏在しつつ多く存在していることがわかります。



<図 26 不燃化率（幸町周辺地区）>



<図 27 不燃領域率（幸町周辺地区）>



<図 28 木防建蔽率（幸町周辺地区）>



図29 老朽木造建物棟数率（幸町周辺地区）

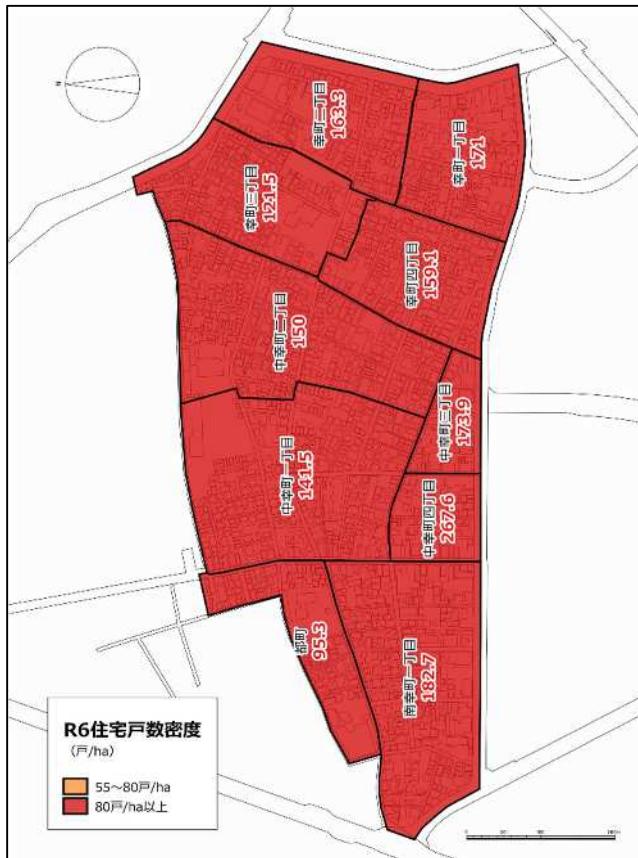


図30 住宅戸数密度（幸町周辺地区）

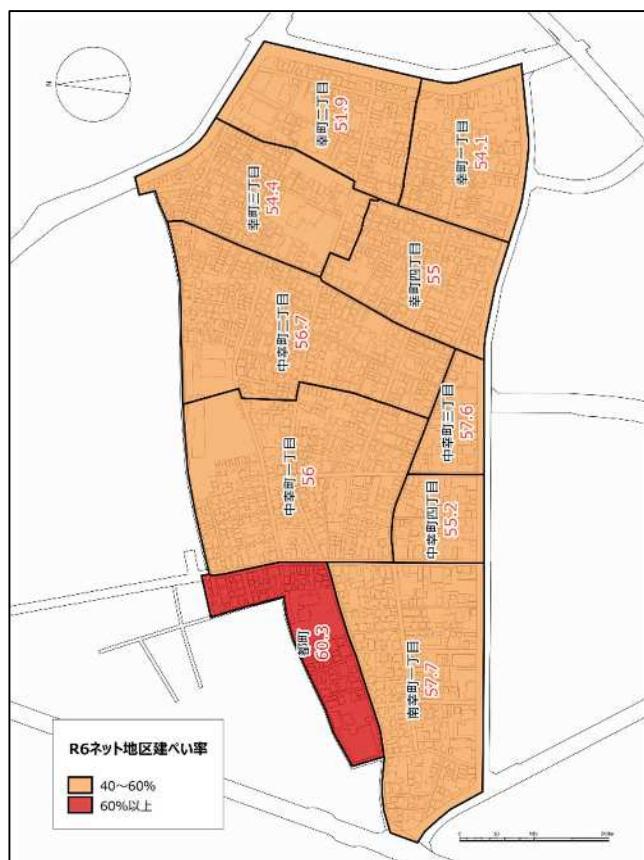


図31 ネット地区建蔽率（幸町周辺地区）

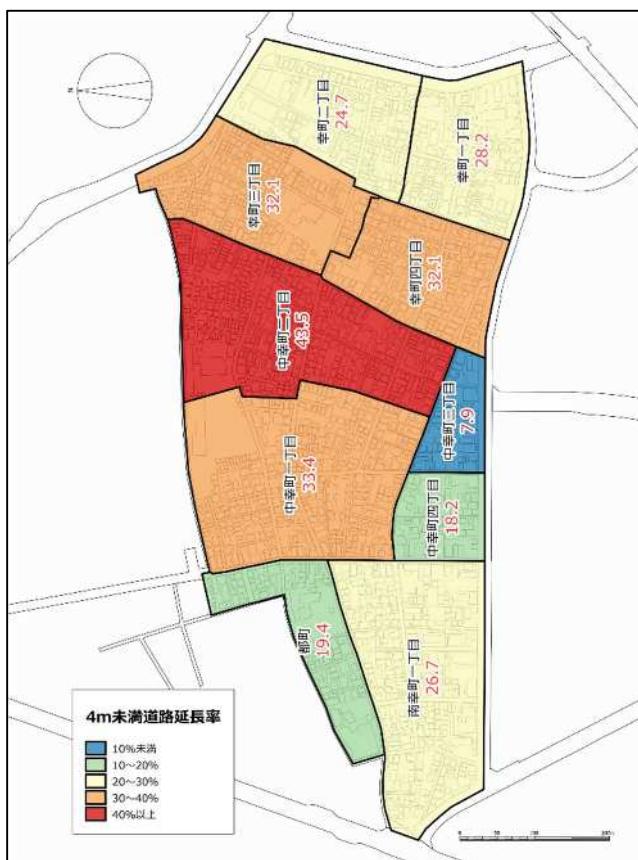


図32 4m未満道路延長率（幸町周辺地区）

エ 道路の状況（まちづくり局調べ）

地震や地震による火災が発生した際の避難や消火活動において道路は重要な役割をはたします。図33は、そのような観点からの理想的な道路ネットワークモデルの図で、道路の幅員と配置間隔を示しています。

小田周辺地区については、整備プログラムにおいて特に防災上重要な道路を「地区防災道路」として選定し、都市計画道路と合わせて「地区防災道路網」として位置づけ、災害時に有効に機能する道路ネットワークの形成を推進することとしています。

小田周辺戦略エリアにおける地区防災道路は、災害時に有効に機能するとされる道路ネットワークモデルを参考に、道路配置等の地区的実状を踏まえ、概ね 1km 間隔に広幅員道路、概ね 250m 間隔に 6m 幅員道路が配置されるよう選定しています。

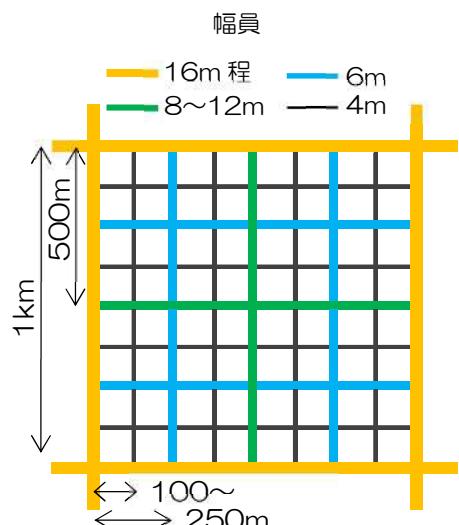


図33 理想的な道路ネットワークのモデルの例
(出典：国土技術政策総合研究所資料)

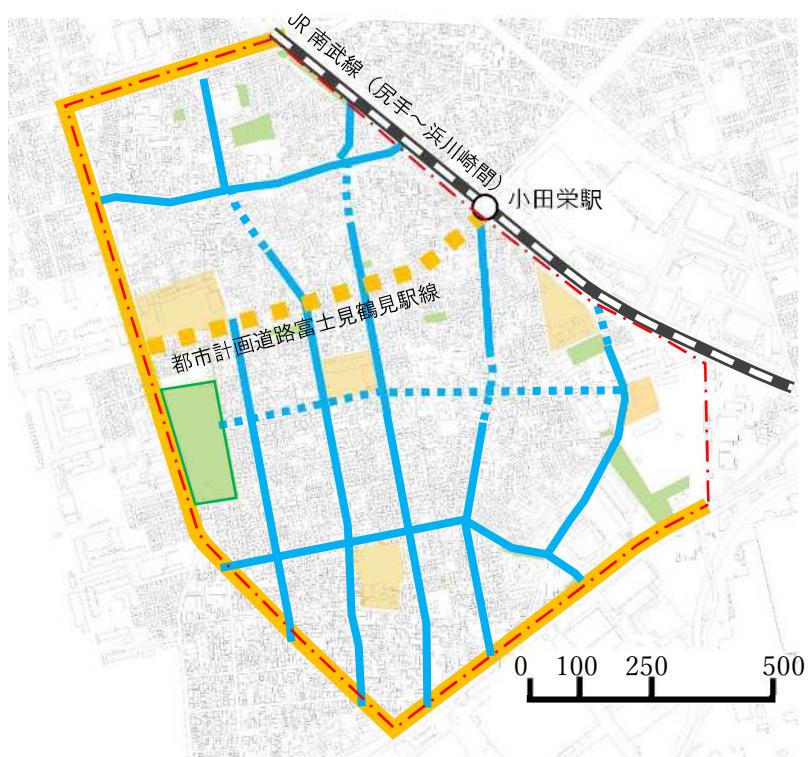


図34 小田周辺戦略エリアにおける地区防災道路網

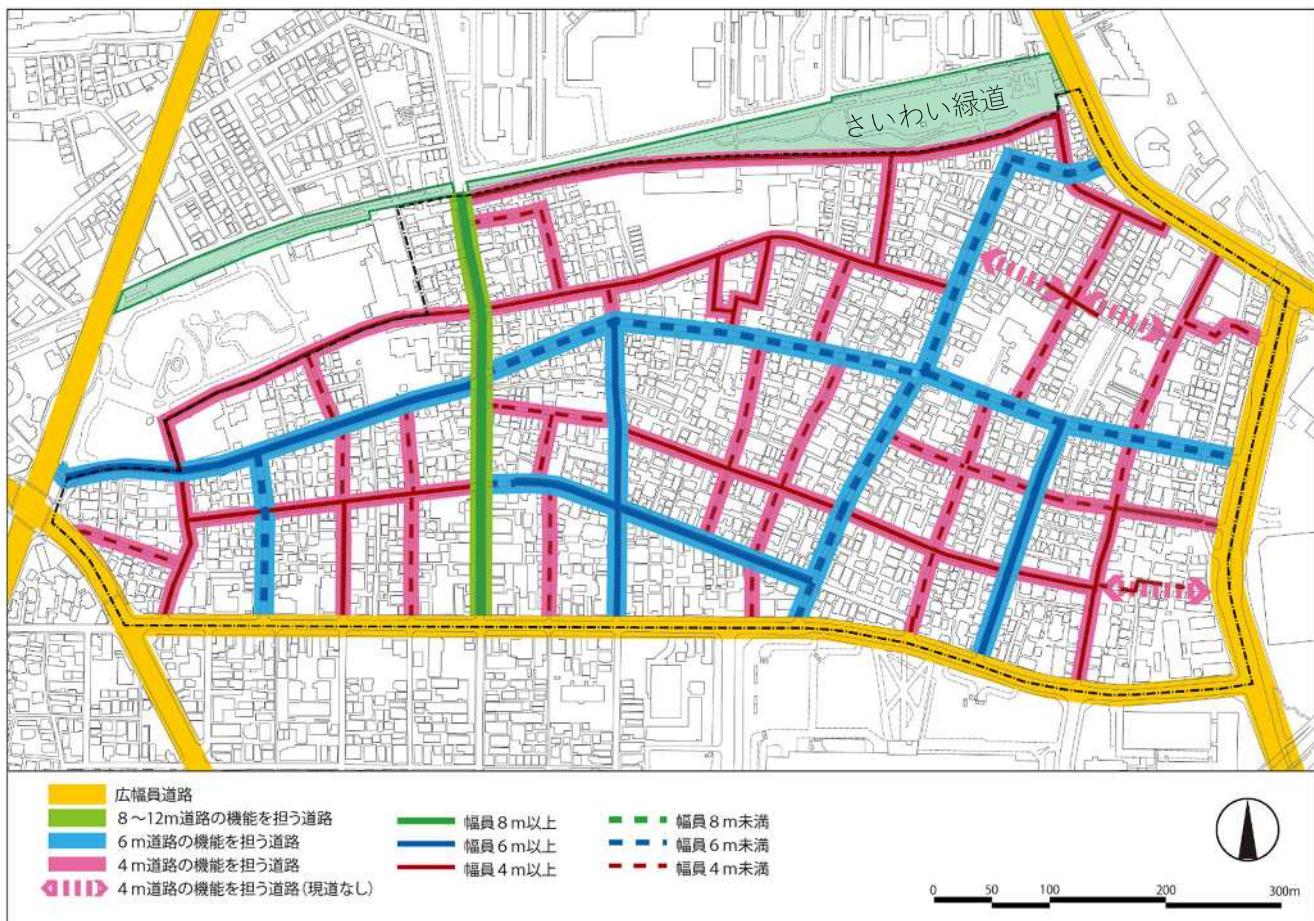
【凡例】

- | | |
|-------|-----------------------|
| ■ | 都市計画道路 |
| ■ ■ | 都市計画道路（富士見鶴見駅線） |
| — | 地区防災道路（現況幅員6m以上） |
| --- | 地区防災道路（現況幅員6m未満） |
| ■ | 公園 |
| ■ ■ | 公園（広域避難場所） |
| ■ ■ ■ | 避難所（小学校、中学校、南部防災センター） |
| □ □ □ | 小田周辺戦略エリア |

両地区において、図33における幅員及び配置間隔に対し、実際の道路が充足しているかを確認したのが図35及び図36です。



<図35 小田周辺地区における道路ネットワークの状況>



＜図36 幸町周辺地区における道路ネットワークの状況＞

＜小田周辺地区の道路の状況＞

1km四方で整備すべき広幅員の道路については、都市計画道路富士見鶴見駅線が未整備であることから充足していません。また、南武線（尻手～浜川崎間）については、延焼遮断の機能については期待できるものの、南武線（尻手～浜川崎間）沿いの避難経路が確保されていない状況です。

8m道路及び6m道路では一部幅員が確保できていない区間があります。

4m道路については、ほぼすべての区間で幅員を確保できています。

＜幸町周辺地区の道路の状況＞

1km四方で整備すべき広幅員の道路については、地区北側のさいわい緑道もその機能を担うと捉えると、充足しています。

8m道路も充足しています。

6m道路では一部幅員が確保できていない区間があります。

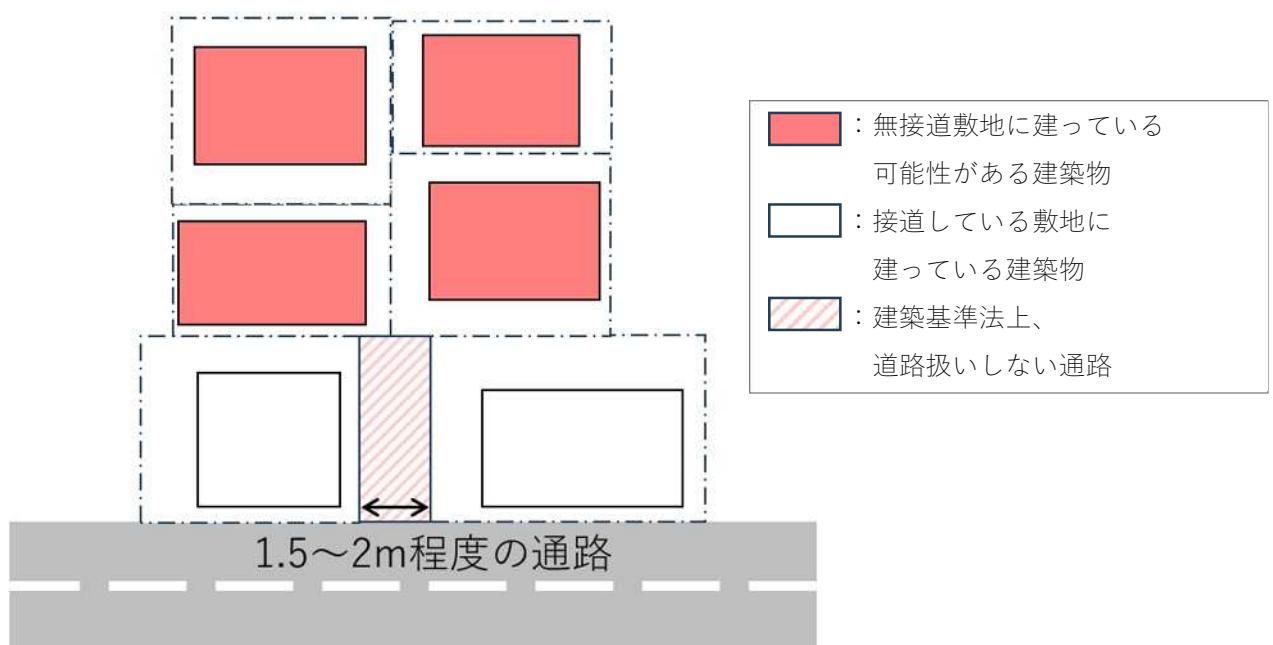
4m道路は現道がない箇所が2か所あります。また、幅員が確保できていない区間も多数あります。

才 二項道路の状況

前項の4m未満道路延長率から、狭あい道路（二項道路）の存在は町丁目によるばらつきが大きく、狭あい道路（二項道路）が偏在しつつ多く存在していることがわかりました。

力 無接道敷地の状況（まちづくり局調べ）

小田周辺地区には約170棟、幸町周辺地区には約80棟の無接道敷地に建っていると推定される建築物が存在しており、一部は特定の道路や通路に集中して分布している状況が見受けられます。無接道敷地は、道路に充分な幅で接道していないことから災害時の避難に懸念があることに加え、建替えのハードルが高いことから高経年化の後に空き家となり、管理が行き届かない場合には近隣にも悪影響を及ぼすおそれがあります。特定空家等や管理不全空家等となる前に所有者の責任により除却することが望ましいですが、除却後に新築行為が行えない、敷地に至る通路が狭く駐車場利用ができないなど、除却後の土地利用に制約が生じる可能性があることから、除却が進まない可能性があります。



<図37 無接道敷地の典型的な集積例>

キ 延焼クラスターの状況（まちづくり局調べ）

依然として大規模な延焼クラスターが存在しています。延焼クラスター自体の構成棟数は、延焼クラスターが分断されたことで減少しているものの、不燃化重点対策地区内の棟数は、平成21(2009)年度地震被害想定調査と比較して増加しています。これは住戸数密度が高い数値であることや、未だ数多く存在する防火木造や木造の建築物が延焼経路となっていることが原因であると考えられます。

＜表6 小田周辺地区の延焼クラスターの状況＞

平成21年の延焼クラスター	令和6年の延焼クラスター
延焼クラスターの構成棟数：5,076棟	減少 → 延焼クラスターの構成棟数：4,648棟
不燃化重点対策地区内の構成棟数：4,562棟	増加 → 不燃化重点対策地区内の構成棟数：4,648棟

凡例：— 不燃化重点対策地区

＜表7 幸町周辺地区の延焼クラスターの状況＞

平成21年の延焼クラスター	令和6年の延焼クラスター
延焼クラスターの構成棟数：1,929棟	減少 → 延焼クラスターの構成棟数：1,788棟
不燃化重点対策地区内の構成棟数：1,674棟	増加 → 不燃化重点対策地区内の構成棟数：1,788棟

凡例：— 不燃化重点対策地区

(2) 課題と対策のポイント

地区の状況を確認することによって明らかになった課題は次のとおりです。

○条例規制と建替え支援の継続の必要性

想定焼失棟数の削減や不燃領域率をはじめとした各指標の改善に効果的な対策は、耐震性又は耐火性が低い老朽建築物を除却し、条例の規制に則った耐火性の高い建築物へ更新することです。

地区内の建物更新により比較的延焼しやすい建築物の割合が減っており、これまでの更新促進のための支援策が効果を発揮していると考えられることから、今後は対象を絞る等効率的・効果的な制度に見直しつつ、支援策を継続していく必要があります。

一方で、ネット地区建蔽率や住宅戸数密度については、単純な更新促進のみでは、数値が悪化していく可能性があり、より効果的な支援策を検討する必要があります。

○道路機能の強化の必要性

小田周辺地区では、4m道路の機能を担う道路については概ね幅員が確保されています。6m道路の機能を担う道路は幅員が確保できていない路線があることから、6m道路の幅員を確保する手法を検討する必要があります。8m道路の機能を担う道路についても幅員が確保されていませんが、確保にあたっては沿道の負担が大きいことから、まずは、6mの幅員の確保を優先します。

都市計画道路富士見鶴見駅線については、整備プログラムに基づき、引き続き道路空間確保の手法について検討していきます。

幸町周辺地区では、4m道路の機能を担う道路について、幸町1丁目及び幸町3丁目に現道が不足する箇所があり、道路整備に向けた手法の検討が必要です。また、現道があっても4mの幅員が不足している箇所も多く、拡幅を促進する必要があります。6m道路の機能を担う道路についても幅員が確保されていない路線がありますが、当面の間4m道路の整備及び拡幅促進を優先します。8m道路の機能を担う道路は幅員が確保されており、道路ネットワーク形成上の意義のみならず、後述する延焼クラスターの分断についても期待できます。

○狭あい道路（二項道路）の拡幅促進の必要性

狭あい道路（二項道路）未後退の箇所が未だ多く、また、地区内に偏って分布しています。狭あい道路（二項道路）の拡幅促進は道路ネットワーク形成に加え、身近な避難道路の確保のため大変重要です。小田周辺地区においては、4m道路の機能を担う道路以外の狭あい道路（二項道路）であっても、街区を貫き地域住民の主要な生活動線となっている路線については、災害時の周辺住民の避難経路として使われる可能性があることから、これらの狭あい道路（二項道路）の拡幅を促進する必要があります。幸町周辺地区においては、まずは4m道路の機能を担う道路のうち狭あい道路（二項道路）にも該当するものについて拡幅を促進する必要があります。

○無接道敷地の解消策の必要性

無接道敷地は建替えのハードルが高いことからこれまでの更新促進の支援策では効果が出ない可能性があり、より効果的な支援策を検討する必要があります。

○延焼クラスター構成棟数の抑制策の必要性

ネット地区建蔽率や住宅戸数密度は単純な更新促進のみでは、数値が悪化していく可能性があり、また、これらの数値が現状望ましくない状態であることは延焼クラスターの棟数の増加に結びついていると考えられます。建て詰まりの抑制、住宅戸数密度の抑制を考慮したより効果的な抑制策を検討する必要があります。

なお、延焼クラスターについては、木造及び防火木造の建築物が延焼経路となっています。8m道路や6m道路の沿道で木造及び防火木造の建築物が除却され、準耐火建築物以上の耐火性の高い

建築物に建て替わることが延焼クラスターの分断につながることから、今後は対象を絞る等効果的な制度に見直しつつ、更新促進について引き続き継続する必要があります。

2 防災まちづくり推進地区の現状と課題

(1) 防災まちづくり支援を実施した町内会の現状

防災まちづくり支援事業では、平成29(2017)年度から令和6(2024)年度までに31町内会(支援済25)に防災まちづくり支援を実施しています。

支援した町内会へは、毎年度活動状況等を確認していますが、令和7(2025)年度時点での地域住民主体の防災活動の実施を計れる町内会数は22町内会であり、そのうち、防災活動を継続している町内会は11、継続できていない町内会は11となっています。

支援した町内会へのヒアリングにより、支援後に防災活動を継続できている理由や、継続が困難になった要因を次のとおり整理・分析しました。

＜支援後の防災活動が継続できている主な理由＞

- 防災まちづくり支援で作成した防災まちづくり計画(計画期間概ね5年間)を基に活動しているため。
- 防災まちづくり支援において地域のニーズに応じた取組を見つけることができ、楽しみながら活動しているため。
- 地域住民が多く参加する町内会の既存の取組に防災活動をうまく絡めることで、無理なく活動をしているため。
- 防災まちづくり支援を通じて地域の団体等(消防団、民生委員、学校など)と協力関係ができ、連携して活動しているため。



＜支援後に防災活動の継続が困難になった主な要因＞

- 防災まちづくり計画を作成してから5年以上が経過し、町内会長等の主要な役員も交代したため。
- 防災まちづくり支援期間が終了し、地域住民だけで防災活動の定着を図ることが難しかったため。
- 地域のリスクに応じた防災活動と地域住民が望む防災活動に相違があり、防災活動を義務的に行っていたため。



上記の現状を踏まえると、防災活動を継続できている町内会は、今後も活動状況等を隨時確認し、地域の団体等の紹介や他の町内会の取組状況等を情報提供するなど、防災活動の継続を促すことが有効と考えられます。一方で、防災活動を継続できていない町内会は、防災活動の一定期間のサポートや再開するための支援を必要としています。

(2) 防災まちづくり支援が未実施の町内会の現状

防災まちづくり支援の実施前には、未支援の対象町内会にヒアリングを実施しています。ヒアリングにおいて、既に町内会独自で、又は町内会と地域の団体が連携して防災活動を実施している町内会は7割程度であり、一定数存在していることがわかりました。なお、多くの町内会は、大規模地震時において火災延焼リスクがあることを認知していませんでした。

＜防災活動を活発に実施している町内会の例＞

- 消防団等の他団体と連携して防災訓練を実施している。
- 民生委員と連携した災害時要援護者支援を実施している。



＜防災活動を満足に実施できていない町内会の例＞

- 町内会の他の活動が多く防災活動を実施する余裕がない。
- 防災活動を実施するための人材やノウハウ等がない。



上記の現状を踏まえると、防災活動を活発に実施している町内会は、防災まちづくり支援を必要とはしていません。一方で、防災活動を満足に実施できていない町内会は、防災活動を実施するための時間や人材、ノウハウ等を必要としています。

(3) 課題

現状では、これまでに得られたノウハウ等を踏まえて、効果的な防災まちづくり支援を実施していますが、更なる地域防災力の醸成に向けては、次のような課題があります。

● 未支援の町内会への支援の必要性

支援していない町内会のうち、防災活動を満足に実施できていない町内会に対して、支援をする必要があります。

● 支援後の防災活動の定着に向けた取組の必要性

防災まちづくり支援後も活動定着をサポートする必要があります。

● 防災活動を継続できていない町内会へのフォローの必要性

これまで支援した町内会のうち、地域住民主体の防災活動を継続できていない町内会に対して、支援後のフォローをする必要があります。

● 地域の災害リスク等の周知・啓発の必要性

防災まちづくり推進地区内の住民の火災延焼リスクの認知度等を向上させる必要があります。

(4) 地域住民主体の防災活動の醸成に必要なこと

地域住民主体の防災活動については、地域防災力の向上により災害時の直接死の削減につながるだけでなく、災害関連死の低減や復旧・復興の迅速化にも寄与すると考えられることから、非常に重要な取組です。なお、地域防災力の向上には、地域コミュニティを強化することが必須であることから、地域住民同士の顔の見える関係構築を図ることが重要です。



これまでのヒアリング等を通じて、多くの町内会は地域のための防災活動を推進していく意欲や強み（現役世代の町内会役員、消防団員が町内会役員など）を有していることを確認できましたが、町内会それぞれの事情により防災活動を満足に実施できていない現状もあります。

地域住民主体の防災活動を実施していく意欲が実現するためには、その方々の意欲や強みに加え、これまでの取組により得られたノウハウ等を整理・活用し、行政が継続して後押ししていくことが、地域住民主体の防災活動の醸成に重要・有効であると考えられます。さらには、顔の見える関係構築には町内会以外の地域団体など多様な主体（活発に活動している地区内の団体、神社、寺院、商店会など）との連携が鍵となる可能性もあることから、これらをつないでいくことも防災まちづくり支援の重要な役割と考えられます。

また、地域住民主体の防災活動を促進するには、他の町内会の活動状況等を周知・啓発し、ノウハウ等を共有することも有効と考えられます。

3 その他の地区

(1) 地域住民主体の防災活動の市民の関心の高まり

近年の大規模地震等の発生を受け、町内会から、防災に関する相談や防災まちづくり事例集についての問い合わせが増えていることを踏まえると、地域住民主体で防災活動を実施したいと考えている町内会は、防災まちづくり推進地区以外にも多く存在すると考えられます。



(2) 課題

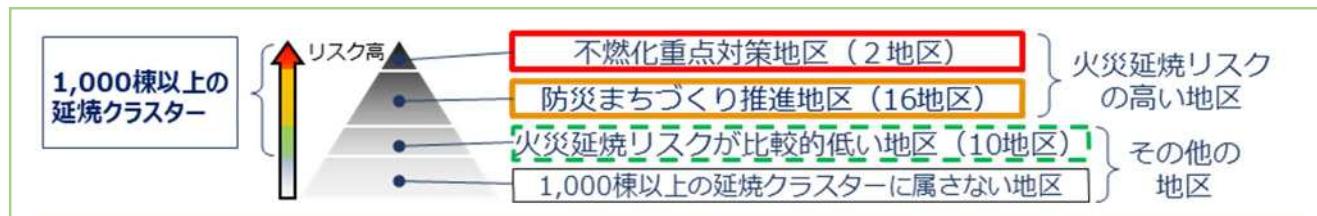
- 火災延焼リスクの度合いに関わらず、どの地域でも地域防災力を向上させが必要です。
- 町内会からの防災に関する相談について、関係局区間で適切に対応する必要があります。

第4章 方針及び目標等

1 対象範囲

これまでの取組や課題等を踏まえて、本計画の対象範囲については図38のとおりとします。

不燃化重点対策地区と防災まちづくり推進地区については、「火災延焼リスクの高い地区」として、積極的な防災まちづくりの取組を推進します。また、1,000棟以上の延焼クラスターに属し延焼リスクが比較的低い地区（10地区）と1,000棟以上の延焼クラスターに属さない地区については、「他の地区」として防災まちづくりに関する啓発活動等を展開します。



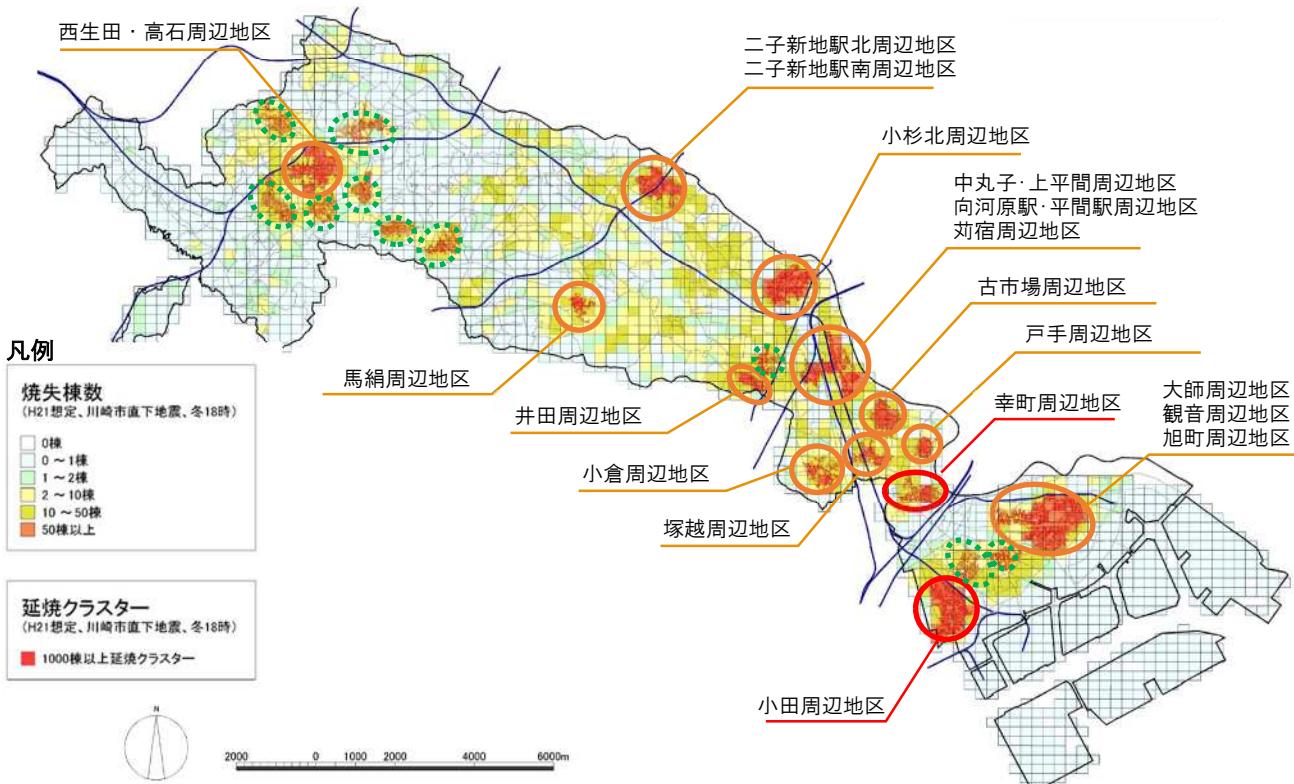
<図38 防災まちづくり推進計画の対象範囲の考え方>

(1) 火災延焼リスクの高い地区

- ア 不燃化重点対策地区
 - 小田周辺地区
 - 幸町周辺地区
- イ 防災まちづくり推進地区
 - 大師周辺地区
 - 観音周辺地区
 - 旭町周辺地区
 - 戸手周辺地区
 - 古市場周辺地区
 - 塚越周辺地区
 - 小倉周辺地区
 - 中丸子・上平間周辺地区
 - 小杉北周辺地区
 - 向河原駅・平間駅周辺地区
 - 苴宿周辺地区
 - 井田周辺地区
 - 二子新地駅北周辺地区
 - 二子新地駅南周辺地区
 - 馬絹周辺地区
 - 西生田・高石周辺地区

(2) 他の地区

- ア 1,000棟以上の延焼クラスターに属し火災延焼リスクが比較的低い地区（10地区）
- イ 1,000棟以上の延焼クラスターに属さない地区



「1,000 棟以上の延焼クラスター分布図」に「焼失棟数 50 棟以上の 250m メッシュ図」を重ねた図
出典：平成 21(2009)年度 川崎市地震被害想定調査

●1,000 棟以上の延焼クラスターに属する地区

消火を行わないと、延焼する範囲が 1,000 棟を超える大火の可能性が想定される地区

- 時間当たりの想定焼失棟数が多い地区
延焼シミュレーションによる分析の結果、消火や救助の時間的猶予が少ない
- 延焼だけではなく、建物倒壊や避難の危険性も高い地区
複合的な要素により人命が失われる恐れの高い

↑
高
火災延焼等リスク
火災延焼が想定される地区

火災延焼リスクの高い地区

不燃化重点対策地区 … 2 地区

防災まちづくり推進地区 … 16 地区

1,000 棟以上の延焼クラスターに属し火災延焼リスクが比較的低い地区 … 10 地区

1,000 棟以上の延焼クラスターに属さない地区
… 上記以外の地区

その他の地区

- 焼失棟数 50 棟以上の 250m メッシュを含む 1,000 棟以上の延焼クラスター

- 1,000 棟以上の延焼クラスター

<図 39 防災まちづくり推進計画の対象範囲図>

2 計画の目標

地震火災延焼対策における現状と、基本方針等を踏まえて、地区別に次のとおり目標を設定します。

(1) 火災延焼リスクの高い地区

ア 不燃化重点対策地区

これまでの目標である想定焼失棟数削減割合は、火災による死者数に大きく関連することから、引き続き成果指標とし、令和6(2024)年12月時点における数値を基準とした削減割合を目標値として設定します。

＜表8 不燃化重点対策地区における目標値＞

目標	現状値 (令和6年12月)	目標値(R11) 対令和6年 削減率※	目標値(R15) 対令和6年 削減率※	目標値(R19) 対令和6年 削減率※
想定焼失棟数 削減割合 (%)	0	30	45	60

※算出方法は、この計画策定から全棟出火による方法とし、削減割合の基準時については、令和6(2024)年12月時点とする。

【参考】「かわさき強靭化計画」の減災目標

目標	改定前目標値(R7)	改定後目標値(R11)
地震で想定される 死者数	約480人	約450人

また、想定焼失棟数削減割合は、過去の一時点との比較ですが、あくまでも相対評価であり、それだけでは改善状況の評価が一面的になってしまうことから、その他の評価の視点として、次のような状況をめざします。

● 火災延焼リスクが一定の基準以下

不燃領域率が各町丁目で40%以上であることをを目指します。なお、幸町周辺地区は、不燃化条例等の効果により達成済みですが、条例の規制を撤廃すると再度数値が悪化する可能性があります。

● 道路のネットワーク形成

「理想的な道路ネットワークのモデルの例」を参考に災害時に重要な道路を選定し、「地区防災道路」(幅員6m以上の道路の機能を担う道路)及び「防災区画道路」(幅員4mの道路の機能を担う道路)に指定し、これらを「地区防災道路網」として位置づけ、防災上必要な幅員が概ね確保されることをめざします。

● 狹い道路(二項道路)の拡幅

身近な生活道路であり、災害時の避難に重要な狭い道路(二項道路)の拡幅をめざします。

● 延焼クラスターの改善

地区内の延焼クラスター構成棟数について平成21年度地震被害想定調査と比較し、減少することをめざします。

イ 防災まちづくり推進地区

地域住民主体の防災活動は、人的被害や二次被害を軽減するための取組であり、これらの対策は、ハード対策（建築物の耐震化・不燃化など）だけではカバーできない部分を補完し、住民の防災意識の向上や迅速な避難行動を促す効果があることから、これまで間接的な指標であった道路閉塞確率に替えて、取組に直結する防災活動継続率を目標値として設定します。

目標値の達成に向けては、地域住民主体の防災活動を継続できる体制づくりなどを支援し、防災活動継続率70%以上にします。

＜表9 防災まちづくり推進地区における目標値＞

目標	現状値 ^{※2}	目標値(R11)	目標値(R15)	目標値(R19)
防災活動継続率 ^{※1} (%)	50	60	65	70

未支援町内会のうち自主的に防災活動を実施している割合が7割のため、その割合を目標とします。

※1 支援した町内会が防災活動を継続している割合：K/Z

K：防災活動を継続している町内会数

Z：前々年度までに支援済みの町内会数

※2 K=11、Z=22 ヒアリングにより把握（R6時点）

これまでの取組は、毎年度3町内会ずつ3年間の防災まちづくり支援を実施してきましたが、「第3章 現状と課題」で整理したとおり、支援後に防災活動の継続が困難になった町内会が半数あり、取組の見直しが必要になっています。そのため、今後は支援方法等を見直すとともに支援後のサポート体制等を強化し、地域住民主体の防災活動を継続できる町内会を増やしていきます。

（2）その他の地区

地域住民主体の防災活動を促進するため、周知・啓発活動として、次の目標値を設定します。

目標値の達成に向けては、各区の町内会連合会、必要に応じて地区町内会連合会などで周知・啓発を実施します。

＜表10 その他の地区における目標値＞

目標	目標値
周知・啓発	7回以上／年

3 基本方針及び取組方針

(1) 基本方針

これまでの取組や課題等を踏まえて、本計画における今後の取組の基本方針を次のとおりとします。

燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力向上のための取組の推進

火災延焼リスクの高い地区においては、燃え広がりにくいまちづくりに向けたハードの取組や、防災意識の向上等のためのソフトの取組により、より燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力のための取組を推進します。

地域住民主体の防災活動については、火災延焼リスクの高い地区だけではなく、どの地区にも必要です。そのため、その他の地区に火災延焼リスクの高い地区における取組を共有することで、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力向上のための取組の醸成を図ります。

(2) 基本方針を踏まえた地区別の取組方針

「(1) 基本方針」を踏まえて、地区別の取組方針を次のとおりとします。

ア 火災延焼リスクの高い地区

● 不燃化重点対策地区

「個別建物の更新促進」に加え「道路機能の強化」等による不燃化の推進

- ・ 住宅等不燃化推進事業補助金について、制度の対象等を見直し、より効率的な制度として継続します。
- ・ 小田周辺地区における「都市計画道路富士見鶴見駅線」、「地区防災道路」(6m道路)及び幸町周辺地区の「防災区画道路」(4m道路)の整備手法について検討します。
- ・ 区画道路拡幅整備事業助成金について、地区防災道路網の形成や狭い道路（二項道路）の拡幅をより一層促進するため、対象路線を追加する等効果的な制度に見直します。
- ・ 密集住宅市街地整備促進事業について、無接道敷地の解消及び住宅戸数密度等の抑制のため、敷地の統合や住戸面積を引き上げる方向へ誘導するしくみを加える等効果的な制度に見直します。

● 防災まちづくり推進地区

協働により得られたノウハウ等を活かした「地域住民主体の防災活動の醸成と継続」

地域住民との協働により得られた知見やノウハウ等を活かした防災まちづくり支援により、地域住民主体の防災活動の醸成を図るとともに、顔の見える関係構築（地域コミュニティ強化）のために、行政による支援を継続します。

イ その他の地区

火災延焼リスクの高い地区における取組の「効果的な横展開による地域防災力の向上」

火災延焼リスクの高い地区で得られた知見やノウハウ等を横展開し、地域住民主体の防災活動を促すことで地域防災力の向上を図ります。

5章 具体的な取組

1 各地区における具体的な取組

(1) 火災延焼リスクの高い地区

ア 不燃化重点対策地区

- 不燃化推進条例【継続】

地区全体の改善には、条例規制により新たに建築される建築物が耐火性の高いものとなることが効果的であるため、不燃化条例による規制を継続します。

- 支援制度の一部を効率的・効果的に見直し【見直し・拡充・継続】

【住宅等不燃化推進事業補助金（見直し）】

制度開始から一定期間が経過したことから、制度の利用状況を確認した上で、条例規制による更新の鈍化を防ぎ、建替えを促進するという制度の主旨に鑑み、次のとおり効率的な制度に見直します。また、工事実施時期により補助金申請ができない等の制限が生じることのないよう、本計画期間に合わせて長期的な制度とします。

補助対象者：建築物を所有する個人等

補助対象工事：除却工事又は条例の規制による耐火性能強化工事

除却工事の補助対象建築物：防災上除却すべき建築物（耐震性が低い又は耐火性が低いもの）かつ老朽建築物（構造ごとの耐用年数を経過したもの）

耐火性能強化工事の補助金額：近年の工事費の上昇等に合わせて見直し

【密集住宅市街地整備促進事業（共同化等への補助）（拡充）】

敷地の統合を誘導するため、無接道敷地を取得し一体で建替える場合の補助を新たに追加し、効果的な制度に拡充します。

また、まとまった敷地における良質な共同住宅の建設を誘導し、建て詰まりや住宅戸数密度の抑制を図るため、敷地規模の引き下げ（200 m²から150 m²へ）を行うなど、効果的に利用しやすい制度に拡充します。

【区画道路拡幅整備事業助成金（拡充・一部廃止）】

主な拡充として、小田周辺地区では、防災区画道路は概ね整備されていますが、その他の狭い道路（二項道路）であって街区を貫き地域住民の主要な活動線となっている路線等については、周辺住民の災害時の避難経路として使われる可能性があることから拡幅促進路線に指定し、助成対象とします。幸町周辺地区では、狭い道路（二項道路）に指定されている防災区画道路を拡幅促進路線に指定し、助成対象とします。

これまで拡幅促進路線に指定されていた路線は引き続き助成対象としますが、寄付奨励金は時限措置であったため廃止します。

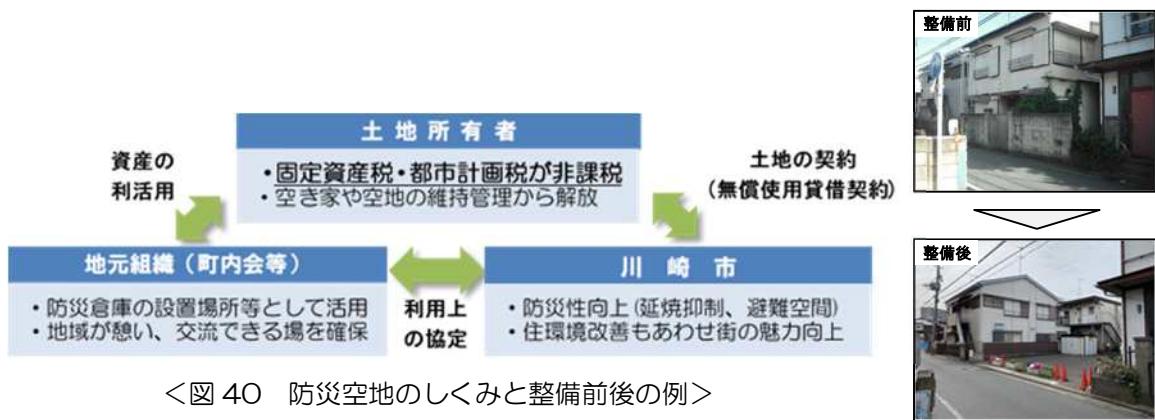
【防災に資するスペースの創出（継続）】

火災延焼の抑制や避難経路等の空間を街なかに確保することを目的に、災害時は一時避難場所や消防活動用地等として、平常時は緑化広場などのコミュニティの場として活用するスペースの創出に努めます。

従来の市が民有地を買収する方式に加え、市と無償の使用貸借契約をしたうえで、地域開放に御協力いただける民有地に対して、固定資産税等を非課税とし、地元町内会に管理に御協力いただく「防災空地」の仕組みを活用します。

従来の買収方式等についても、適地があった場合には地権者の意向を踏まえ、公園や緑地

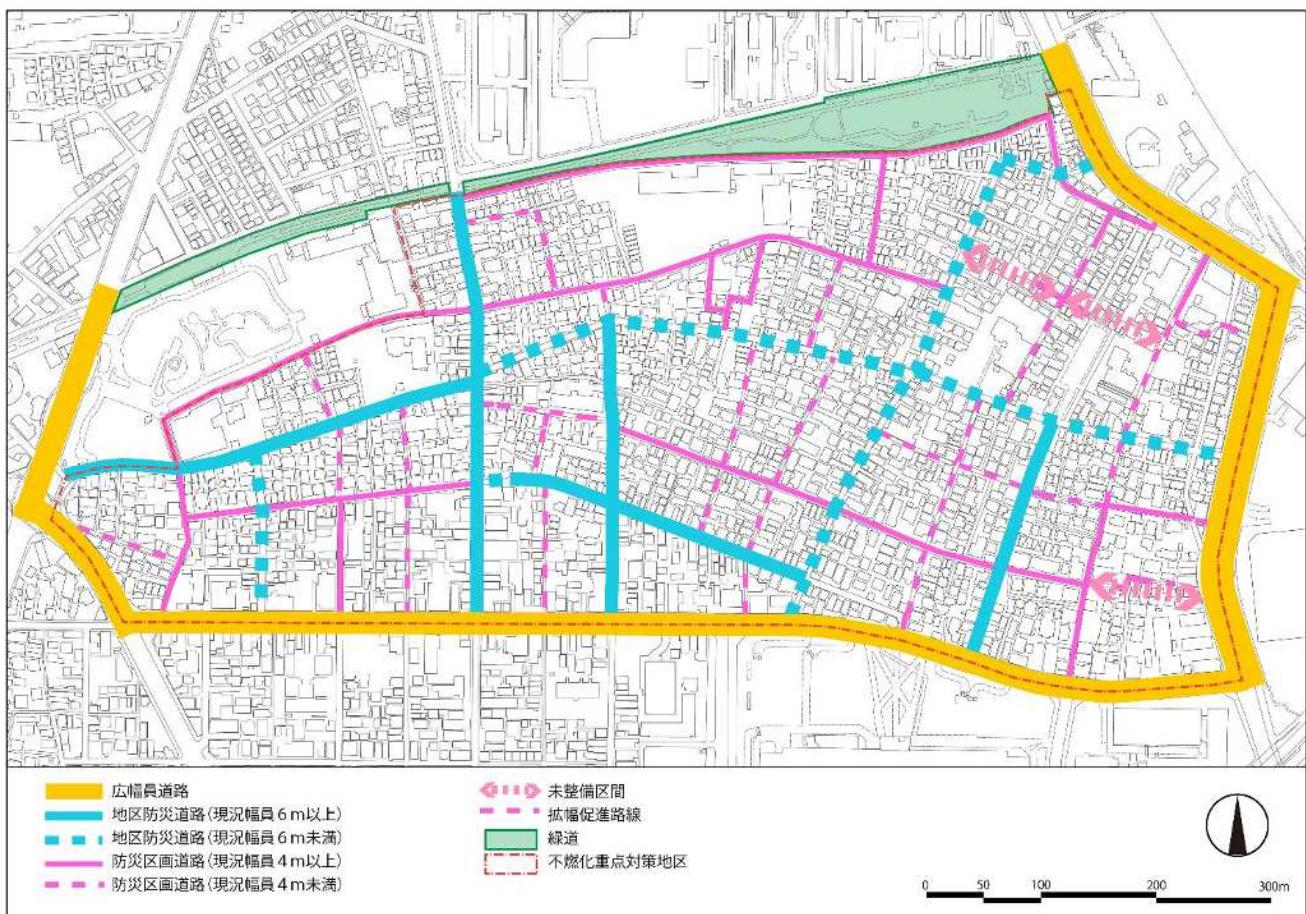
としての整備に向けて取組を進めます。



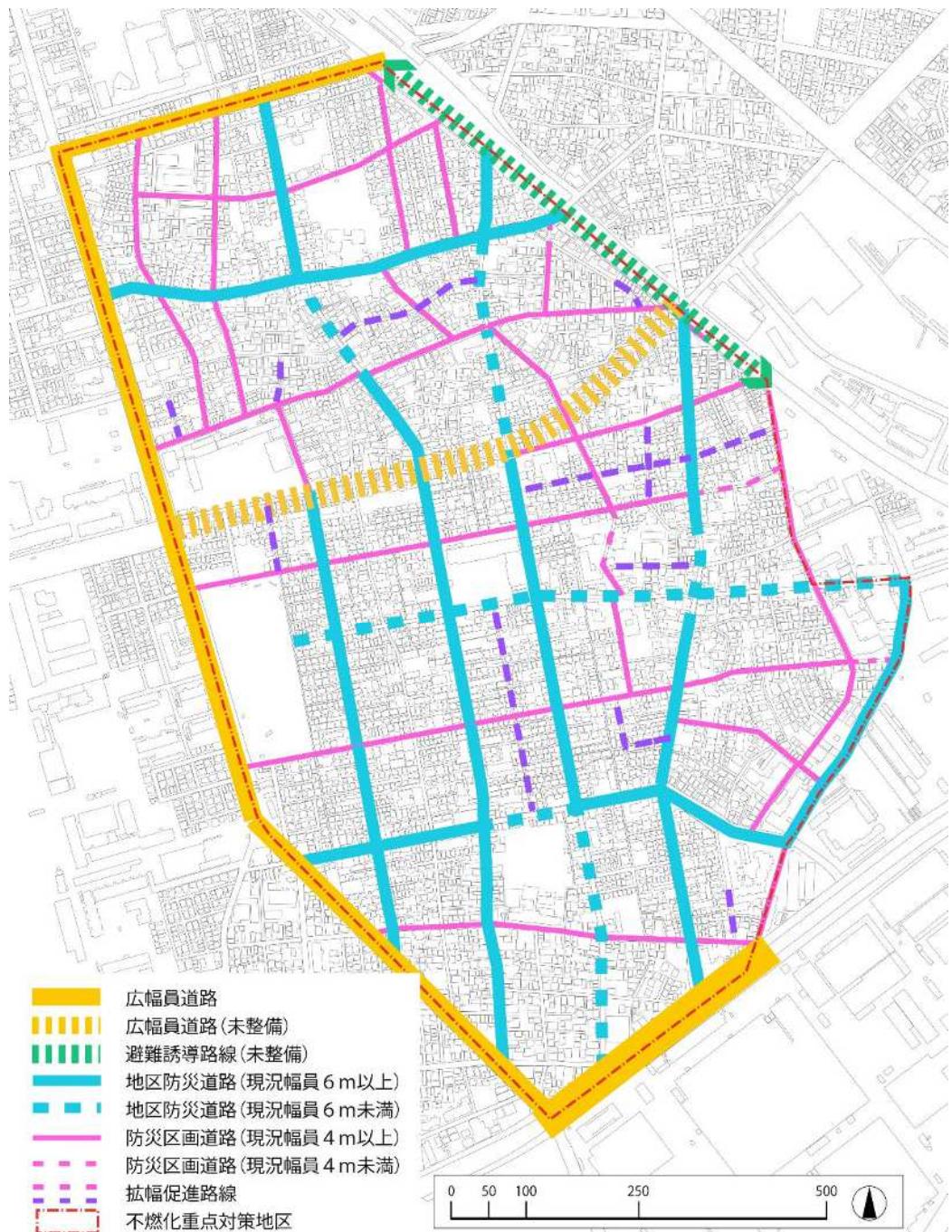
● 道路のネットワークの位置づけ【拡充】

課題を踏まえ、かつ、整備プログラムにおける地区防災道路網の考え方に基づき、幸町周辺地区においても、図36で8~12m及び6m道路の機能を担う道路を「地区防災道路」と位置づけ、また、4m道路の機能を担う道路を「防災区画道路」と位置づけ、地区外周の都市計画施設である道路や緑地を合わせて「幸町周辺地区地区防災道路網」とします。

小田周辺地区においてもこれまでの地区防災道路網に4m道路の機能を担う道路を「防災区画道路」として追加します。



＜図41 幸町周辺地区地区防災道路網＞



<図 42 小田周辺地区地区防災道路網>

● ネットワーク形成に向けた検討【拡充】

両地区において災害時に重要な道路について必要幅員を概ね確保するため、小田周辺地区の「地区防災道路」(6m 道路) 及び幸町周辺地区の「防災区画道路」(4m 道路) の整備手法について検討します。

幸町周辺地区の幸町1丁目の現道がない箇所については、共同化による避難通路の確保をめざし、地権者による勉強会等の共同化に向けた取組を支援します。

● 地域住民への周知啓発【見直し・継続】

これまで利用希望に応じて実施してきた専門家派遣については、課題のある箇所に行政側からアプローチすることを検討します。

また、年2回の防災まちづくり通信の全戸配布は今後も継続します。

イ 防災まちづくり推進地区

● 効率的・効果的な防災まちづくり支援【見直し】

地区内の火災延焼リスクについては、図43のとおり対象町内会で差があります。



<図43 防災まちづくり推進地区における火災延焼リスクに応じたグループ>

このことから、今後は火災延焼リスクの高い町内会へ重点的にヒアリングを実施した上で、防災活動状況等を踏まえて、新たに支援する町内会（1町内会／年）に対して3年間の支援を実施します。

また、今後支援する町内会については、地域住民との協働により得られた知見やノウハウ等を踏まえて、次の指針で防災まちづくり支援を効率的かつ効果的に実施します。



【防災まちづくり支援指針】

- 地域ニーズに応じた取組の積み重ね<成功体験>
- 地域コミュニティ強化による地域防災力の向上<関係人口増加>
- 防災まちづくり計画の作成<活動継承>

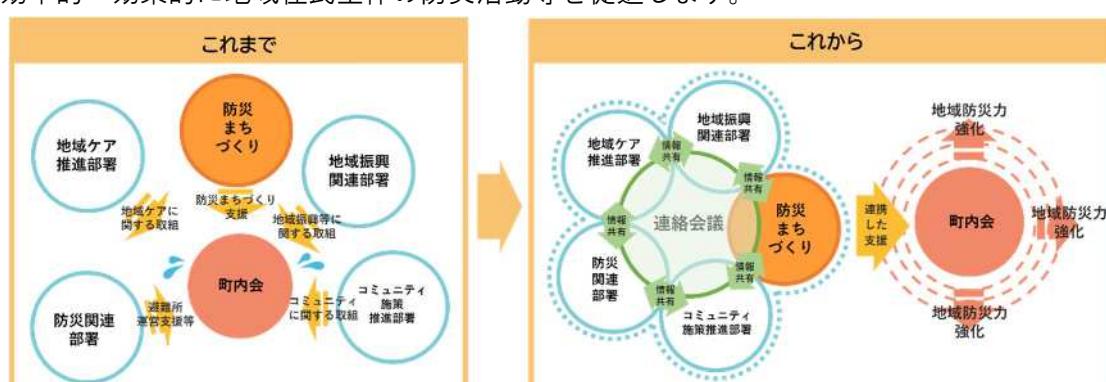
この指針を踏まえ、今後は、確立した防災まちづくり支援方法と合わせて、防災に関する活動の新たな担い手を増やすとともに、多様な主体との協力関係の構築も見据えた支援を実施します。さらに、本市の出前講座（ぼうさい出前講座、耐震出前講座など）と連携するとともに、本市の防災関連支援制度（木造住宅耐震診断士派遣制度、狭い道路（二項道路）の拡幅整備事業など）の活用を促進し、自助・共助の取組を推進することで地域防災力の向上を図ります。また、補助金制度（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度、町内会・自治会活動応援補助金など）の活用も促すことで、より効果的な支援を実施します。

支援終了時には、地域住民主体の防災活動を継続できるよう、計画期間を概ね5年間とする地域に即した各町内会の「防災まちづくり計画」を作成し、地域防災力の一層の向上を図ります。

また、各区役所と毎年度「防災まちづくり連絡会議」を開催し、情報共有をこれまで以上に密にすることで、区役所と連携した取組を実施し、より効率的・効果的に地域住民主体の防災活動等を促進します。



<図44 防災まちづくり計画>



<図45 防災まちづくり連絡会議のイメージ>

● 支援後のサポート体制の強化【拡充】

支援後の地域住民主体の防災活動の定着に向けて、これまで実施していた毎年度の連絡や訪問等による活動状況等の把握と合わせて、支援直後の1年間については、地域住民主体の防災活動の助走期間として、防災訓練に向けた会議や町内会の既存の取組（お祭り、運動会等）などにおける防災啓発に防災専門家を派遣し、専門的なアドバイスや防災講座などを行い、地域住民主体の継続的な防災活動をサポートします。

また、「防災まちづくり計画」を「防災まちづくり連絡会議」などにより区役所等の関係部署に共有することで、支援後の町内会からの相談等に局区間で適切に対応します。

● 支援指針に基づく再度の支援【拡充】

支援した町内会のうち、支援後5年以上経過し、町内会役員等が交代してこれまでの活動が大きく変化したなどの町内会を対象に、防災活動状況等について十分にヒアリングを実施した上で、より支援が必要な町内会に対して再度の支援（1町内会／年）を実施します。なお、再支援する町内会については、過去に支援した際と地域住民のニーズ等が変化していることから、支援内容については新たに支援する町内会と同様の方針で3年間の支援を実施します。



また、ヒアリングの結果によっては、より効果的に地域防災力を向上させるため、再支援の町内会数を2つにする場合もありますが、再支援が不要の場合は、新たに支援する町内会数を1つ増やす場合もあります。

● 防災まちづくりに関する周知・啓発の強化【拡充】

町内会連合会や避難所運営会議等の市民の方々が集まる機会をとらえて、対象町内会の災害リスク等をこれまで以上に周知します。

また、防災活動に特に関心のある町内会を対象に、継続した防災活動を実施している町内会の活動状況等を伝える場（令和6（2024）年度に試行実施した防災まちづくりカフェ・交流会など）を設け、参加する方々へ地域住民主体の防災活動の重要性等を周知・啓発するとともに、新たな防災活動のきっかけづくりとします。なお、対象町内会以外にも開催を周知し、参加を促すことで、市内各地における地域住民主体の防災活動を促進します。



（2）その他の地区

ア 地域住民主体の防災活動の重要性等の周知・啓発を強化【拡充】

町内会連合会や避難所運営会議等の市民の方々が集まる機会をとらえて、防災まちづくり推進地区の災害リスクと合わせて、これまで以上に地域住民主体の防災活動の重要性等を周知・啓発します。



イ さまざまな主体との連携【拡充】

● 区役所等との連携

区役所等と連携して、「防災まちづくり事例集」などの活用により、さまざまな機会をとらえて地域住民主体の防災まちづくり活動を紹介し、地域防災力の向上を図ります。なお、地域が主体的に防災活動を検討する場合は、実施に向けた相談について区役所等と連携して対応します。



<図46 事例集等の活用イメージ>

- 防災関連部署との連携

防災関連部署とこれまで以上に情報共有を密にし、避難所運営会議などにおける情報提供など、連携した取組を実施することで地域防災力の向上を図ります。

- コミュニティ施策関連部署との連携

コミュニティ施策関連部署とこれまで以上に情報共有を密にし、地域コミュニティの強化による地域防災力の向上を図ります。

- 民間事業者との連携

防災活動に積極的な民間事業者と情報共有し、互いが持つ特徴等を活かした取組を検討します。

- その他の団体との連携

地域活動等を実施している団体と情報共有し、互いが持つ特徴等を活かした取組を検討します。

2 進行管理

本計画が対象とする期間は、川崎市総合計画の計画期間に合わせて、令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間としていますが、社会状況の変化や上位計画の改定などを踏まえて計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

また、毎年度、目標の達成状況や取組の進捗状況を把握していき、次の計画改定時に、実績等を踏まえ取組の見直しを行います。

資料編

資料編　目次

- 1 防災関連計画等の経緯（第1章（1）関係）
- 2 「川崎市防災都市づくり基本計画」を「立地適正化計画」へ整理・統合する考え方（第1章3（2）関係）
- 3 不燃化重点対策地区における防災評価指標の推移（第3章1（1）関係）
- 4 不燃領域率（第4章2（1）ア関係）
- 5 防災まちづくり推進地区における町内会一覧（第5章1（1）イ関係）
- 6 防災まちづくり支援を実施した町内会における取組事例（第5章1（1）イ関係）
- 7 用語集

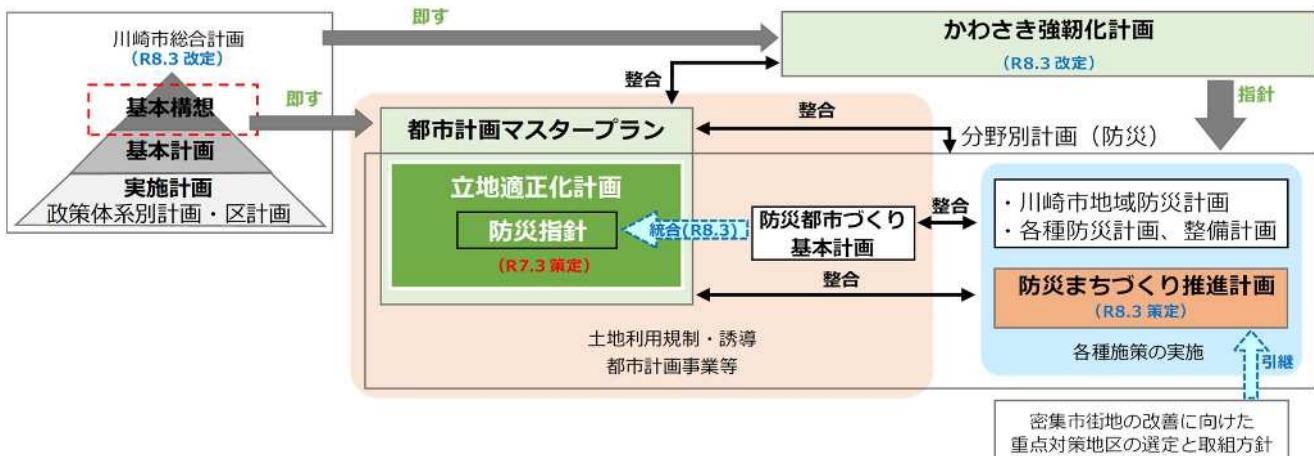
川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

1 防災関連計画等の経緯（第1章1（1）関係）

本市の動向	国の動向（国土強靭化関連）
H22. 3 地震被害想定調査 H23. 3 地震防災戦略の策定 H23. 3. 11 東日本大震災	
H25. 3 地震被害想定調査（2回目） H27. 3 防災都市づくり基本計画の策定 H28. 3 国土強靭化地域計画の策定 地域防災戦略の改定 密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針の策定	H25. 12 国土強靭化基本法の制定 H26. 6 国土強靭化基本計画の閣議決定
防災都市づくり基本計画策定以降の主な災害 H28. 4 熊本地震 H30. 6 大阪北部地震 H30. 7 西日本豪雨 H30. 9 北海道胆振東部地震	
H31. 1 小田周辺戦略エリア整備プログラムの策定	H30. 12 国土強靭化基本計画の改定
さらなる災害 R1. 9 房総半島台風 R1. 10 東日本台風 R6. 1 能登半島地震	
R3. 3 かわさき強靭化計画の策定 (国土強靭化地域計画、地域防災戦略の統合)	R5. 7 国土強靭化基本計画の改定
R6. 2 小田周辺戦略エリア整備プログラムの見直し R7. 3 立地適正化計画の策定 地域防災計画（地区防災計画編）の策定 R8. 3 かわさき強靭化計画の改定	

2 「防災都市づくり基本計画」を「立地適正化計画」へ整理・統合する考え方（第1章3（2）関係）

<これまでの計画等との関係性>



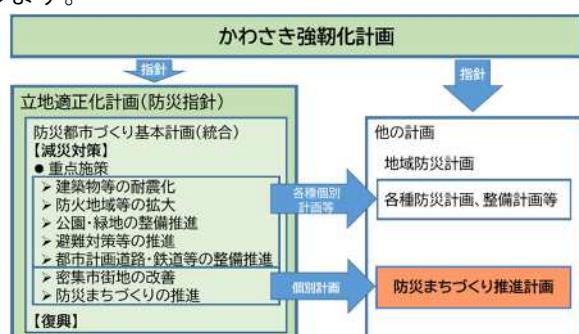
<防災関連計画との関係性の整理>

計画名	かわさき強靭化計画 (R4.3策定) (R8.3改定)	立地適正化計画 (防災指針) (R7.3策定)	防災都市づくり基本計画 (H27.3策定)
目的等	●大規模自然災害時に、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築することを目的とした計画	●災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、具体的な取組を位置づけ、「防災・減災」と「復興」の両面から取り組む考え方を示した指針	●都市計画を中心に据えつつ、まちづくり分野の防災・減災に係わる対策及び都市復興の取組を定め、大規模災害に備えることを目的とした計画
各計画の関係性	●強靭化に係る計画等の指針となるアンブレラ計画としての位置づけ	「防災都市づくり基本計画」の防災分野の都市づくりの指針及び復興については「立地適正化計画」に包含されている。	



効果的かつ効率的な施策の推進等の観点から整理・統合

- 「防災都市づくり基本計画」は、都市計画等に関わる都市づくりの指針とまちづくり分野の防災・減災に係わる対策全般及び復興に係わることを位置づけていました。
- 「防災都市づくり基本計画」の防災都市づくりの指針及び復興については、「立地適正化計画」に包含されているため、自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興により安心して暮らせるまちの形成に向けた取組は、「立地適正化計画」に基づき推進します。
- また、「防災都市づくり基本計画」に位置付けていた減災対策の重点施策については、「かわさき強靭化計画」を指針とした他の計画等に基づき各種施策を実施していることから、「防災都市づくり基本計画」については「立地適正化計画」に統合し、効果的かつ効率的に災害対策を推進します。
- なお、「密集取組方針」における取組については、本計画に引き継いで推進します。



3 不燃化重点対策地区における防災評価指標の推移（第3章1（1）関係）

両地区の数値を施策開始前と現在とで数値を比較する（区域の取り方が大幅に違う町丁目は参考値とする）。

 数値が改善している町丁目
 数値が悪化している町丁目

	木防建蔽率(%)		老朽木造建物棟数率(%)		不燃化率(%)		不燃領域率(%)		ネット地区建蔽率(%)		住宅戸数密度(戸/ha)		4m未満道路延長率(%)		
	H24	R5	H26	R5	なし	R5	H22	R5	H22	R5	H20・H22	R5	H22	R5	
小田周辺地区	小田1丁目※	27.7	22.2	39.0	22.4		38.4	32.9	49.7	46.8	55.3	89	105	25.21	19.4
	小田2丁目	32.4	20.0	45.1	31.4		43.2	42.2	53.9	46.1	48.9	104	110	36.62	30.3
	小田3丁目	33.2	25.9	46.6	32.3		26.0	17.4	34.3	52.2	49.2	108	114	47.33	44.5
	小田4丁目	30.3	24.9	42.2	22.7		38.6	44.6	55.8	53.7	57.3	88	97	47.92	39.4
	小田5丁目※※	23.3	23.9	38.8	21.6		37.9	49.3	39.3	44.4	53.1	113	129	37.06	41.3
	小田6丁目	29.4	28.5	43.1	26.6		27.8	33.0	35.8	49.6	54.1	115	126	47.4	36.8
	浅田1丁目	24.0	17.8	44.5	22.9		50.8	51.3	58.7	51.2	54.1	110	103	28.51	27.8
	浅田2丁目	32.5	23.1	47.0	28.1		47.6	45.8	57.9	51.0	60.5	115	138	36.03	31.9
	浅田3丁目※	28.1	22.3	45.7	33.0		42.4	42.0	50.0	52.5	54.3	104	114	23.55	25.1
	都町※※	11.1	20.5	38.7	23.9		45.0	80.7	58.4	40.9	60.3	31	95	16.38	19.4
幸町周辺地区	南幸町1丁目※	24.6	21.5	38.0	23.4		48.2	51.2	56.3	52.3	57.7	130	183	29.49	26.7
	中幸町1丁目	26.6	18.6	40.4	20.7		52.3	43.4	57.5	47.6	56.0	142	142	39.85	33.4
	中幸町2丁目	34.7	26.0	36.9	16.4		39.1	34.0	42.9	51.2	56.7	133	150	46.61	43.5
	中幸町3丁目※※	11.3	21.2	35.3	22.2		53.2	64.3	60.9	40.1	57.6	238	174	5.75	7.9
	中幸町4丁目※※	18.9	11.6	37.4	18.9		67.6	70.4	72.2	45.3	55.2	231	268	43.83	18.2
	幸町1丁目※	21.7	14.8	30.8	8.7		59.8	54.7	67.5	43.3	54.1	127	171	32.5	28.2
	幸町2丁目※	18.9	17.0	37.9	22.9		56.1	65.8	63.1	42.6	51.9	104	163	29.81	24.7
	幸町3丁目※	28.4	21.3	44.9	31.3		35.3	34.2	46.6	45.7	54.4	155	122	49.16	32.1
	幸町4丁目	32.5	24.0	41.3	20.0		39.9	30.5	44.1	54.9	55.0	122	159	44.85	32.1

※新旧の数値で区域の取り方が若干違う町丁目

※※新旧の数値で区域の取り方が大幅に違う町丁目

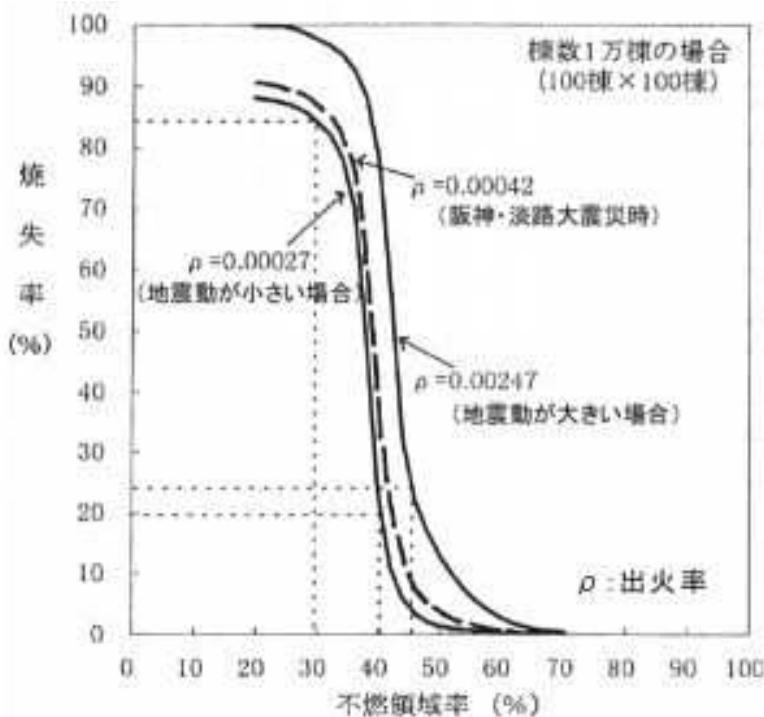
これらの指標は、老朽建築物を条例の基準に適合した準耐火建築物以上に建替えることで改善していく

建替えで多少改善するが、他地区に比べ悪い

これらの指標は、老朽建築物の更新では、改善せず、特に住宅戸数密度は時間の経過とともに悪化する

4 不燃領域率（第4章2（1）ア関係）

不燃領域率は、空地率と不燃化率との二つの指標によって構成されます。一定以上の広さの空地と道路とが多く、耐火建築物や準耐火建築物等の燃えにくい建築物の割合が増すと、市街地が延焼しにくくなるということを示しています。不燃領域率と市街地の延焼性状との関係は以下のとおりです。



図は、原出典（建設省総合技術開発プロジェクト報告書 昭和58年）の図に阪神・淡路大震災の例を参考として加えたものです。

図の2本の実曲線は関東大震災規模の地震想定で4種類の地震条件による想定出火率 ρ のうち、地震条件の最も良い場合と悪い場合の出火率を用いたシミュレーション結果です。

出典：木造住宅密集地域整備プログラム（平成9年 東京都）

不燃領域率が30%程度の市街地では、延焼による焼失率は80%を超えていました。一方、不燃領域率が40%以上の水準に達すると、市街地の焼失率は急激に低下し、20～25%程度にとどまるようになります。不燃領域率が40%以上の水準に達すると、市街地の延焼が緩やかなものとなり、市街地大火への拡大抑制、避難時間の確保及び消火活動などの有効な展開が図られ、災害時の基礎的安全性が確保されると考えられます。

また、不燃領域率が60%以上に達すると、延焼による焼失率は0%に近づき、延焼が抑制されると考えられ、70%以上を超えると焼失率はほぼゼロとなります。

<不燃領域率と焼失率の関係（出典：東京都防災都市づくり推進計画（令和3(2021)年3改定）>

5 防災まちづくり推進地区における町内会一覧（第5章1（1）イ関係） ※R7時点

地区		火災延焼リスク		
		A	B	C
川崎区 (15)	大師周辺地区 (10)	昭和町内会（支援済） 川中島町内会（支援済） 台町町内会 東門前1・2丁目町会 大師町町内会	東門前3丁目町内会（支援中）	大師本町町内会 大師中町町内会（支援済） 大師駅前町内会（支援済） 出来野町内会
	観音周辺地区 (3)	観音町内会（支援済） 四谷町内会 池上新町町内会	—	—
	旭町周辺地区 (2)	—	藤崎町内会（支援済） 伊勢町町内会（支援済）	—
幸区 (16)	戸手周辺地区 (2)	小向町内会（支援済）	戸手町内会（支援中）	
	古市場周辺地区 (4)	古市場1丁目町内会 古市場2丁目町内会（支援済）	古市場町内会	下平間町内会
	塚越周辺地区 (3)	塚越2丁目町内会（支援済）	古川町町内会（支援中）	塚越1丁目町内会（支援済）
	小倉周辺地区 (7)	—	小倉中町内会（支援済） 小倉西町内会 南加瀬原町内会	南加瀬夢見ヶ崎町内会 小倉上町内会 小倉南町内会 小倉下町町内会
中原区 (27)	小杉北周辺地区 (9)	小杉陣屋町1丁目町会（支援中） 小杉陣屋町2丁目町内会（支援中） 小杉御殿町1丁目町内会 小杉御殿町2丁目町内会 上丸子天神町町内会	—	小杉町1丁目町会 小杉町2丁目町会 丸子通2丁目町会 新丸子町内会
	中丸子・上平間周辺地区 (10)	上平間第1町会（支援中）	中丸子中町内会（支援済） 中丸子南町町内会（支援済）	下沼部町内会 中丸子共明会 中丸子東町会（支援中） 中丸子西町会 上平間第3町会 上平間第2町会（支援済） 上平間伊勢浦町会
	向河原駅・平間駅周辺地区 (3)	—	—	市ノ坪南町会 市ノ坪自治区 中丸子親交会
	苅宿周辺地区 (2)	苅宿町会（支援済）		市ノ坪本町会（支援済）
	井田周辺地区 (3)	井田共和会第3町会	木月3丁目町会（支援済）	井田共和会第2町会

高津区 (10)	二子新地駅北周辺地区 (6)	二子第2町会（支援済） 二子第3町内会（支援済）	溝口第2町会	溝口第1町会 溝口南町会 二子第4町会
	二子新地駅南周辺地区 (4)	諏訪第1町会（支援済）	—	二子第1町会 二子第5町会（支援中） 諏訪第2町会（支援済）
宮前区 (3)	馬絹周辺地区 (3)	馬絹町内会（支援済）	西野川町内会	野川台自治会
多摩区 (5)	西生田・高石周辺地区 (9)	大作自治会（支援済） かりがね台自治会（支援済） 南生田自治会	長沢自治会	高見台自治会
		高石町会（支援済）	—	水暮町会 百合ヶ丘1丁目町会 西塔之越自治会

計：80 町内会 ※ () 内は町内会数

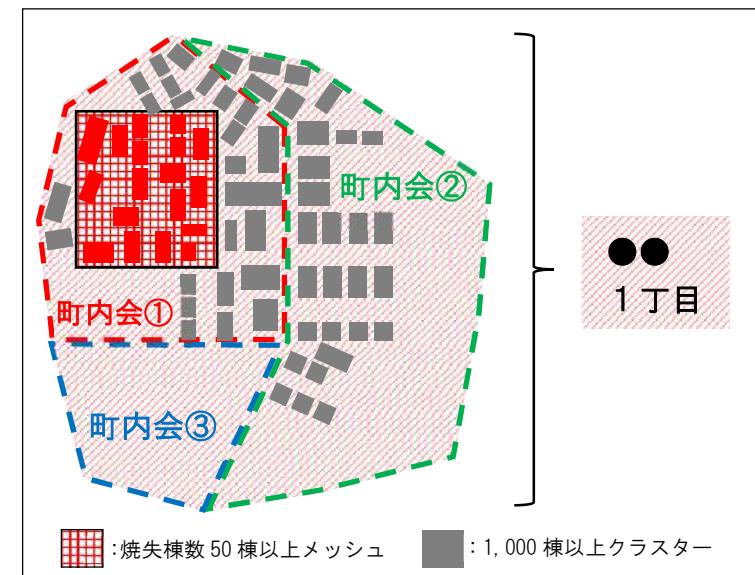
A : 焼失棟数 50 棟以上メッシュを含む 1,000 棟以上の延焼クラスター内にあり、延焼クラスターが町内会エリアに 5 ha 以上かつ焼失棟数 50 棟以上メッシュが 5 ha 以上

B : 焼失棟数 50 棟以上メッシュを含む 1,000 棟以上の延焼クラスター内にあり、延焼クラスターが町内会エリアに 5 ha 以上

C : 焼失棟数 50 棟以上メッシュを含む 1,000 棟以上の延焼クラスター内にあり、延焼クラスターが町内会エリアに 5 ha 以下

【対象町内会の考え方】

1,000 棟以上の延焼クラスターを有する町内会（町内会①、町内会②）は原則として対象とする。なお、1,000 棟以上の延焼クラスターを有する町丁目内にある町内会（町内会③）は、1,000 棟以上の延焼クラスターがないことから対象外とする。



6 防災まちづくり支援を実施した町内会における取組事例（第5章1（1）イ関係）

防災まち歩き



マイ避難ルート・マイタイムライン



防災グッズの共同購入



安否確認訓練



防災ポリ袋クッキング



防災×交流イベント



地震に関する啓発

古市場2丁目 防災まちづくり新聞 地震編

大地震が起ると熱器具の転倒や電気配線の損傷等で火災が発生しやすくなると同時に、消防車が来られない、断水で消火栓が使えないなどで消火が困難になり、普段よりも延焼する危険性が高くなります。川崎市の地震被害想定調査では、古市場地区は木造住宅が密集していることから、火災が広範囲に延焼するリスクが高い「大規模延焼クラスター」に指定されています。

関東では一定間隔で何度も巨大地震が起っており、国の調査では今後30年内に70%の確率で首都直下地震が発生すると言われています。本誌で地震と火災の対策をまとめてお知らせしますので、ぜひご一読ください。



地震火災の原因、ご存じですか？ 電気配線に要注意！

地震時はストーブ等が転倒するほか、アイロンなどの熱機器の電源が入ったままだったことに気づかず停電が復旧して通電した際に近くの物を過熱し出火したり、撓れによって電気配線が損傷することで発火したりと、火災の危険が高まります。令和6年元日の輪島市の大規模延焼クラスターの原因でも電気配線が原因である可能性が高いと言われています。

- 停電中は電気機器のスイッチを切るとともに電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- 大きな揺れの後は屋内の配線等の状態を確認しましょう。
- 避難等で家を離れる際はブレーカーを落としましょう。
- 地震時に自動で落ちる「感震ブレーカー」の設置も有効です。

吉市場二丁目町内会

裏面へ続きます→

消火器、備えていますか？ 初期消火が最重要！

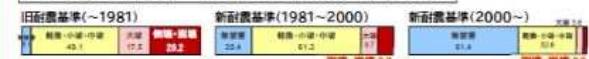
- 火災を防ぐためには初期消火がとても重要です。各家庭で消火器を備え、使い方を確認しておきましょう。価格は4千円台からあります。
- 住宅用消火器には使用期限(主に5年)が定められています。定期的に交換して、古い消火器は業者に引き取ってもらいましょう。
- マンションでは廊下等の共用部に消火器が設置されている場合が多いので、場所を確認しておきましょう。



あなたの家はいつ建てられた？ 古い住宅は耐震診断を！

- 昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた住宅は、古い耐震基準で建てられていることから、特に地震に弱いと言われています。
- 旧耐震基準の木造住宅にお住まいの方は、市の制度を使えば無料で耐震診断ができます。まずは地震で倒壊しないか診断してもらいましょう。
- 診断の結果、耐震性が低いことが分かった場合は補強工事等を行いましょう。川崎市では旧耐震基準の建物の耐震改修工事の費用の一部を補助しています。
- 平成12年(2000年)6月1日にも耐震基準が改定されており、それ以降に建てられた住宅であればより安全とされています。

参考:2016年熊本地震における木造の建築時期別の被害状況(%)



部屋の中は安全ですか？ 家具を固定して転倒防止！

- 地震時には、家具の転倒や落下で負傷する恐れがあります。家具を固定して転倒を防ぐとともに、高い場所に重い物を置くのは控えましょう。
- 家具の固定は金具でのネジ止めが基本です。突っ張り棒はそれができない時のやむを得ない方法と考えましょう。
- 他にも閉閉する食器棚にはストップバーをつける、重ねている棚は連結器具で固定する、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなど、様々な対策があります。
- 高齢者又は障害者のみの世帯で固定器具の取付が困難な場合には、市の取付支援制度があります。

取付支援の詳細川崎市地域包括ケア推進室 (TEL:044-200-324) または上のQRコードへ



Be Safety, Be Happy.



7 用語集

[え]

○延焼クラスター

地震火災の評価をする際に、延焼すると最終的に燃え尽きてしまう建物群のことを延焼クラスターと呼んでいる。

[か]

○管理不全空家等

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。（空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項）

[き]

○狭あい道路（二項道路）

建築基準法第二章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁が指定したもの。

指定された場合は、建築基準法の道路とみなし、原則としてその中心線からの水平距離二メートルの線をその道路の境界線とみなす。

建築基準法第42条第2項に規定されているため「二項道路」と呼ばれることがあるが、川崎市では「狭あい道路」と呼んでいる。本計画では狭あい道路（二項道路）と表記している。

○共助

地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。

[こ]

○公助

市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。

[し]

○自助

災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。

[そ]

○想定焼失棟数

想定焼失棟数は、地区内の1棟で出火があった場合に、そこからの延焼により6時間後に燃え尽きていく棟数を延焼シミュレーションにより算出し、これを地区内の耐火建築物以外の建築物全てで行い、平均したもの。

[ち]

○地域防災力

近隣社会の構成員が連携・結集して、どれだけ災害に対応できるかという総合的な自衛力をいう。

（梶秀樹・塚越功編著「【改訂版】都市防災学 地震対策の理論と実践」学芸出版社、2012年、p. 173）

[と]

○特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項）

[み]

○密集市街地

当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能※が確保されていない市街地をいう。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1項第1号)

※特定防災機能：火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1項第3号)

[も]

○燃え広がりにくいまちづくり

火災延焼による被害低減のために行うハード対策としての条例規制や建替え促進等はもちろんのこと、ソフト対策により、住民の防災意識が向上することで、出火しにくく、さらに、出火しても初期消火ができるような、「燃えにくい」かつ「燃えても広がりにくい」まちづくりをいう。

川崎市密集市街地における 防災まちづくり推進計画

～燃え広がりにくいまちをめざして～

第1章 計画目的等

- 1 計画策定の背景
- 2 目的
- 3 計画の位置づけ等
- 4 計画期間

第2章 これまでの取組

- 1 これまでの主な取組
- 2 これまでの目標値及び達成状況

第3章 現状と課題

- 1 不燃化重点対策地区の現状と課題
- 2 防災まちづくり推進地区の現状と課題
- 3 その他の地区

【概要版】

第5章 具体的な取組

- 1 各地区における具体的な取組
- 2 進行管理

第4章 方針及び目標等

- 1 対象範囲
- 2 計画の目標
- 3 基本方針及び取組方針

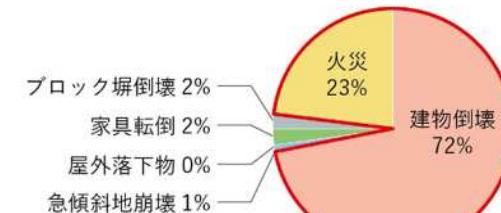
川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

第1章 計画の目的等

1 計画策定の背景

(1)まちづくり分野における減災対策の重要性

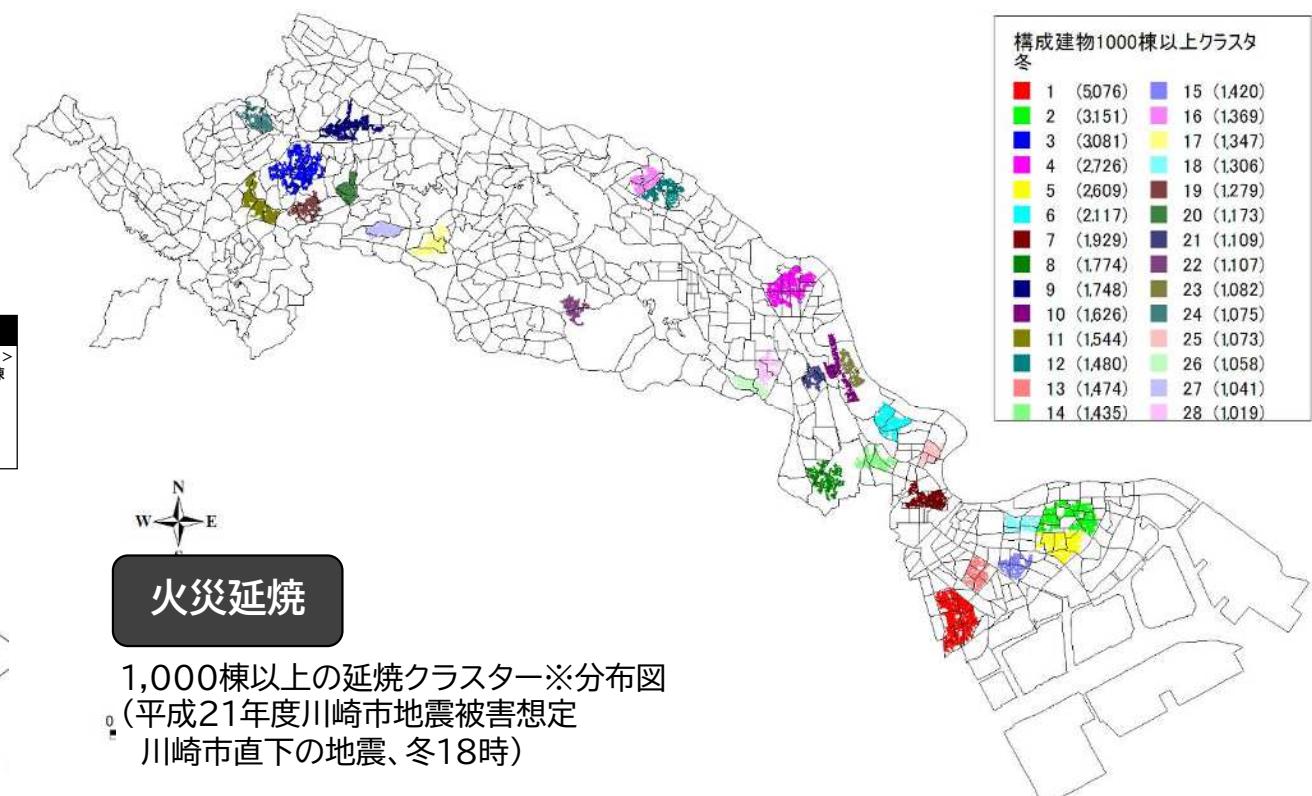
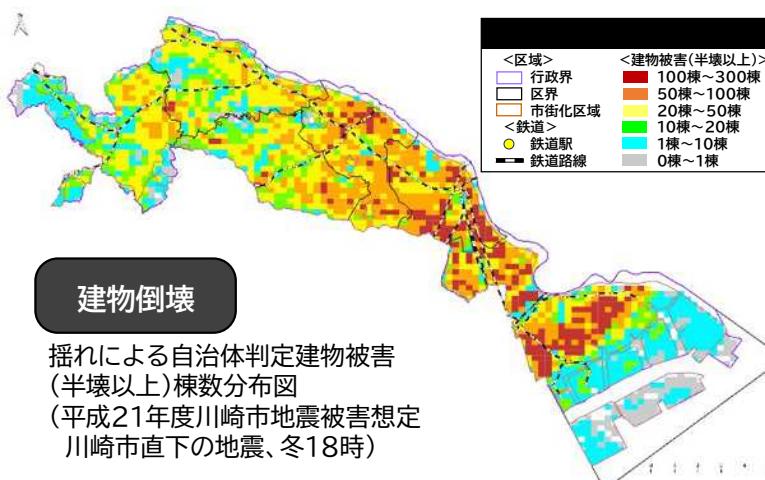
- ・川崎市(本市)では、大規模地震が発生した際の被害の軽減をより具体的に図るため、平成21年度に川崎市地震被害想定調査(地震被害想定調査)を実施した。
- ・地震被害想定調査では、原因別の死者数の内訳として、建物倒壊と火災による死者が全体の約95%を占めており、まちづくり分野の減災対策は「かわさき強靭化計画」の死者数減の目標達成に向け非常に大きな役割を担っている。



平成21年度川崎市地震被害想定 (川崎市直下の地震、冬18時)

<川崎市地震被害想定調査における原因別死者数割合>

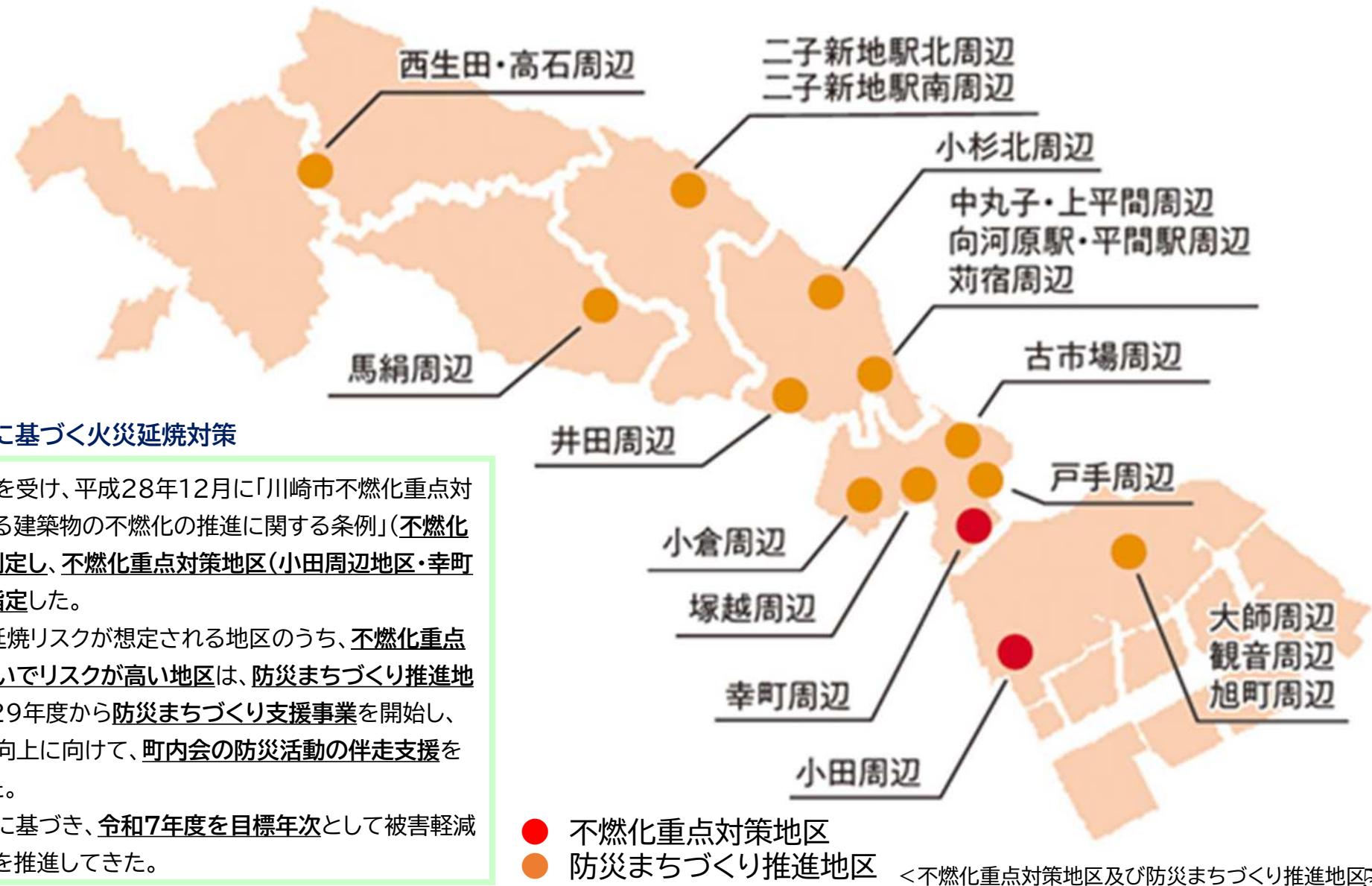
- ・また、建物倒壊や火災延焼の被害の分布が示され、建物倒壊の被害は全市的な広がりを見せて いるのに対し、火災延焼の被害は偏在している。



川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

(2)まちづくり分野の減災対策

- ・建物倒壊については、「耐震改修促進計画」において被害軽減に向けた取組を推進してきた。
- ・火災延焼については、平成28年3月に「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」(密集取組方針)を策定した。



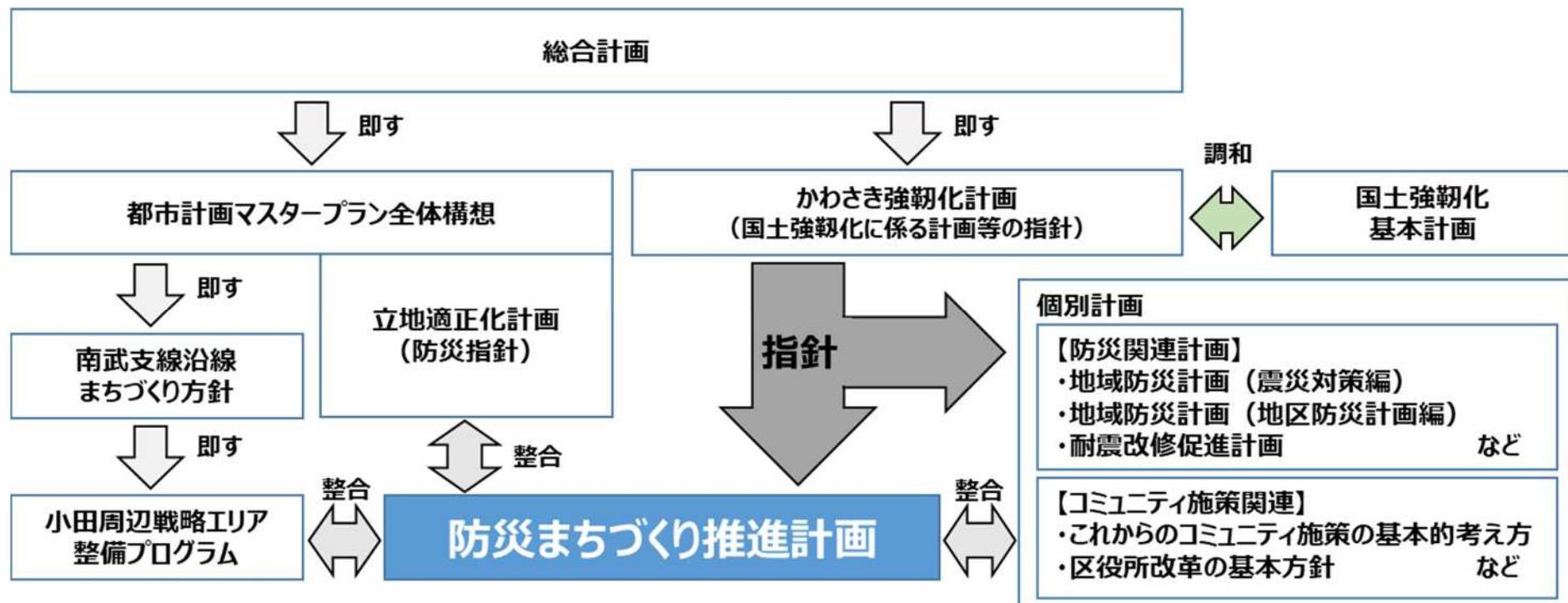
川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

2 目的

- 本計画は、密集取組方針による火災延焼対策における本市のこれまでの取組実績や課題等を整理し、燃え広がりにくいまちづくりの推進と地域防災力の一層の向上により、大規模地震時における死者数を削減することを目的として策定する。

3 計画の位置づけ等

- 本計画は、「かわさき強靭化計画」を指針にするとともに、令和7年3月に策定した「立地適正化計画」、不燃化重点対策地区を含む「小田周辺戦略エリア整備プログラム」(整備プログラム)と整合を図ったうえで、密集市街地の改善及び地域住民との協働による防災まちづくりの取組の実行計画とする。



<本計画と各種計画との関係>

4 計画期間

- 本計画が対象とする期間は、川崎市総合計画の計画期間にあわせ、令和8年度から令和19年度までの12年間とする。

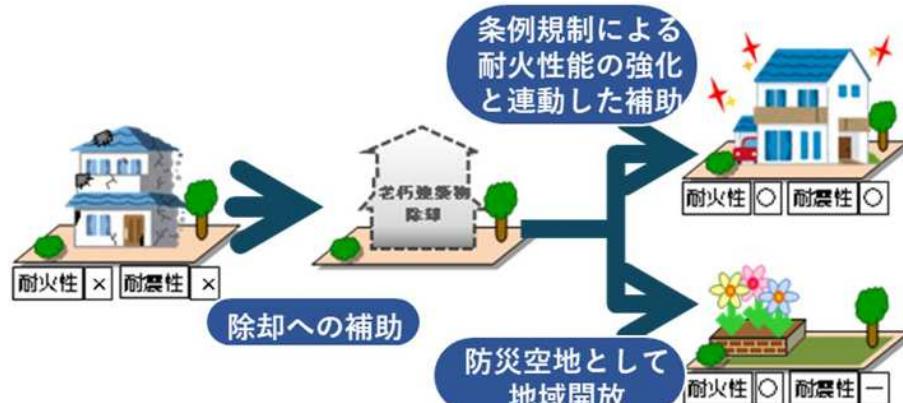
川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

第2章 これまでの取組

1 これまでの主な取組

(1)不燃化重点対策地区

- 不燃化重点対策地区では、不燃化推進条例により原則として建築物を全て準耐火建築物以上とする規制強化を行い、建築物更新の停滞防止や建替え促進の観点から、金銭的負担を緩和する老朽住宅の解体費や新築工事費等への補助金による支援制度を拡充して取組を推進してきた。



<条例による規制と支援制度のイメージ>

(2)防災まちづくり推進地区

- 平成29年度から実施した防災まちづくり支援事業では、防災まちづくり推進地区内の町内会に対して、3年間の防災まちづくりの取組の支援を実施(31町内会)し、地域に即した「防災まちづくり計画」を作成してきた。
- これまでの取組により、防災まちづくり支援の手法を確立し、効果的な支援を実施してきた。



<防災まちづくり支援>

2 これまでの目標値及び達成状況

(1)不燃化重点対策地区

- 平成21年度の地震被害想定調査の想定焼失棟数に対する削減割合を成果指標として設定した。目標値については、達成見込み。

指標	目標・実績	R2	R7
想定焼失棟数削減割合(%)	目標値	30	35
	実績	31.5	達成見込み (R6:34.6)

(2)防災まちづくり推進地区

- 大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞確率の低減を成果指標として設定した。目標値については、達成見込み。

指標	目標・実績	R4	R5	R6	R7
道路閉塞確率(%)	目標値	39.3	38.5	37.8	37.0
	実績	37.6	37.4	37.2	37.0

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

第3章 現状と課題

1 不燃化重点対策地区の現状と課題

(1) 現状

ア 建築物の状況（本編P11参照）

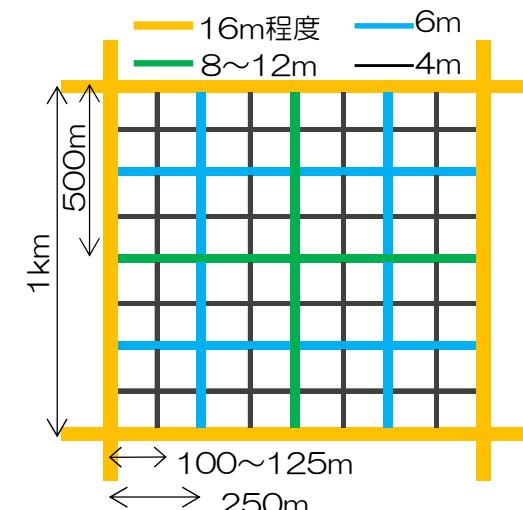
- 小田周辺地区の建築物は概ね5,000棟、幸町周辺地区の建築物は概ね2,000棟
- 比較的延焼しやすい構造（木造、防火造）の建築物が約34%減少し、比較的延焼しにくい構造（準耐火造）又は延焼しない構造（耐火造）の建築物が約36%増加しており、目標値である想定焼失棟数の削減に寄与している。

イ 町丁目の防災性評価指標の状況（資料編P4参照）

- 延焼等に関する指標は改善
- 建詰りや住宅戸数密度の指標は悪化
- 狭い道路が高い割合で偏在

ウ 道路の状況

- 災害時の避難や消火活動において重要な役割を担う道路について理想的な道路ネットワークを示したものが右図であり、これに則り各地区の道路の状況を検証する。



<理想的な道路ネットワークのモデルの例(出典:国土技術政策総合研究所資料)>

<小田周辺地区的道路の状況>

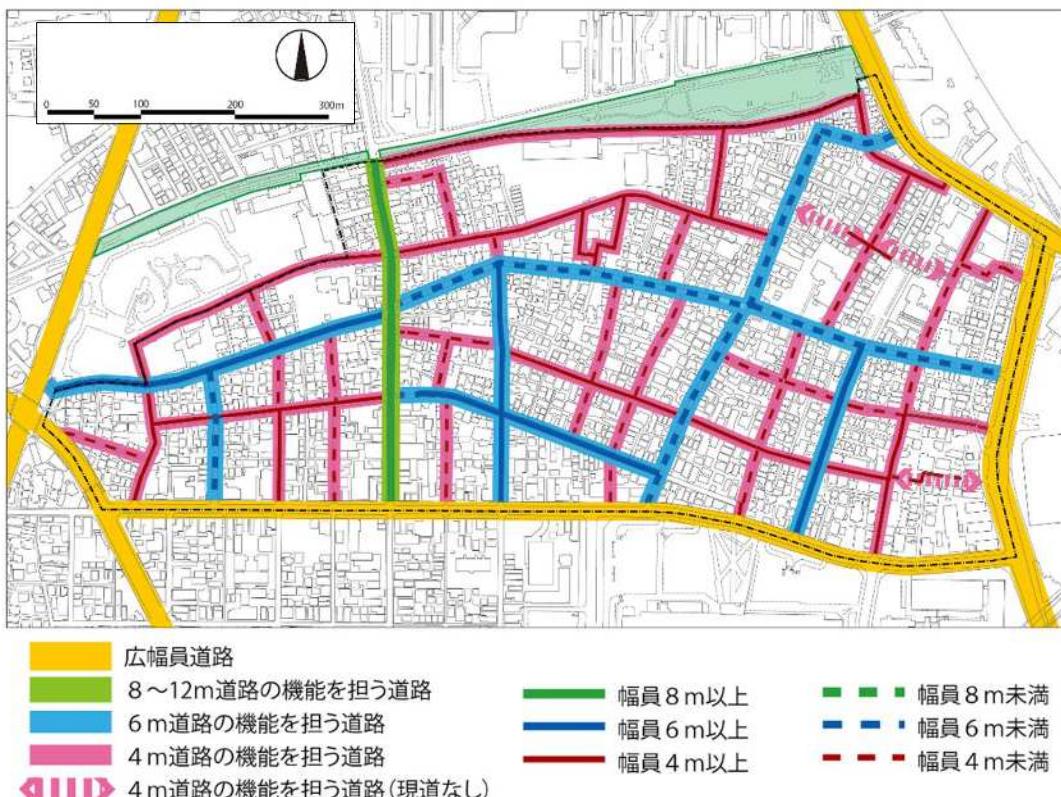


<小田周辺地区的道路の配置の状況>

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

<幸町周辺地区の道路の状況>

- ・広幅員の道路については、地区北側のさいわい緑道もその機能を担うと捉えると充足している。
- ・8m道路も充足している。
- ・6m道路では一部幅員が確保できていない区間がある。
- ・4m道路は現道がない箇所が2か所ある。また、幅員が確保できていない区間が多数ある。



<幸町周辺地区の道路の配置の状況>

工 二項道路の状況

- ・他の地区の数値と比較すると、狭い道路が高い割合で存在している。

オ 無接道敷地の状況

- ・小田周辺地区には約170棟、幸町周辺地区には約80棟の無接道敷地と推定される建築物が存在しており、一部は特定の道路や通路に集中して分布している状況が見受けられる。

カ 延焼クラスターの状況

- ・依然として大規模な延焼クラスターが存在している。また、地区内のクラスター構成棟数は、平成21年度地震被害想定調査と比較して増加している。

(2)現状・課題と対策のポイント

Point① 条例規制と建替え支援の継続が必要

- ・想定焼失等数の削減が順調であることから、条例規制と建替え支援は効果がある。支援制度開始から一定期間が経過したことから効率的・効果的な制度に見直した上で継続する必要がある。

Point② 道路機能の強化が必要

- ・災害時に有効な道路ネットワークの形成には、一部の道路の配置や幅員が不足しているため、道路機能を強化する必要がある。

Point③ 狹い道路の拡幅促進が必要

- ・両地区内に多く存在する狭い道路の一部は災害時の避難経路として使われる可能性があることから拡幅を促進する必要がある。

Point④ 無接道敷地の解消策が必要

- ・無接道敷地は建替えのハードルが高いことから、更新促進とは別の支援策を検討する必要がある。

Point⑤ 延焼クラスター構成棟数の抑制策が必要

- ・建て詰まりの抑制・住宅戸数密度の抑制等を考慮した効果的な支援策を検討する必要がある。
- ・建替え支援も効果があるため制度を見直した上で継続する必要がある。 59

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

2 防災まちづくり推進地区の現状と課題

(1)防災まちづくり支援を実施した町内会の現状

- 支援済みの22町内会の内、防災活動を継続できている町内会は11、継続が困難になった町内会は11。

<支援後の防災活動が継続できている主な理由>

- 防災まちづくり計画を基に防災活動をしているため
- 地域の団体等と連携して防災活動を実施しているため



<支援後に防災活動の継続が困難になった主な要因>

- 町内会長等の主要な役員が交代したため
- 防災まちづくりの支援期間が終了したため



(2)防災まちづくり支援が未実施の町内会の現状

- 町内会独自で防災活動を実施している町内会は7割程度であり、一定数存在していることがわかった。

<防災活動を活発に実施している町内会の例>

- 消防団等の他団体と連携した防災訓練
- 民生委員と連携した災害時要援護者支援



<防災活動を満足に実施できていない町内会の例>

- 他の活動が多く防災活動を実施する余裕がない
- 実施するための人材やノウハウ等がない



(3)課題

- 課題① 未支援の町内会への支援が必要
- 課題② 支援後の防災活動の定着に向けた取組が必要
- 課題③ 防災活動を継続できていない町内会への支援が必要
- 課題④ 災害リスクの認知度等の周知・啓発が必要



(4)地域住民主体の防災活動の醸成に必要なこと

- 地域住民主体の防災活動については、災害時の直接死の削減に繋がるだけでなく、災害関連死の低減や復旧・復興の迅速化にも寄与することから、非常に重要な取組。
- 地域防災力の向上には、地域コミュニティの強化が必須。
- 多くの町内会は防災活動を推進していくとする意欲や強みを有しており、その方々の意欲や強みに加え、これまでの取組により得られたノウハウ等を整理・活用し、行政が継続して後押ししていくことが、地域住民主体の防災活動の醸成に重要・有効。



3 その他の地区

(1)地域住民主体の防災活動の市民の関心の高まり

- 防災に関する相談などについての問い合わせが増えている。
- 地域住民主体で防災活動を実施したいと考えている町内会は、その他の地区にも多く存在すると考えられる。



(2)課題

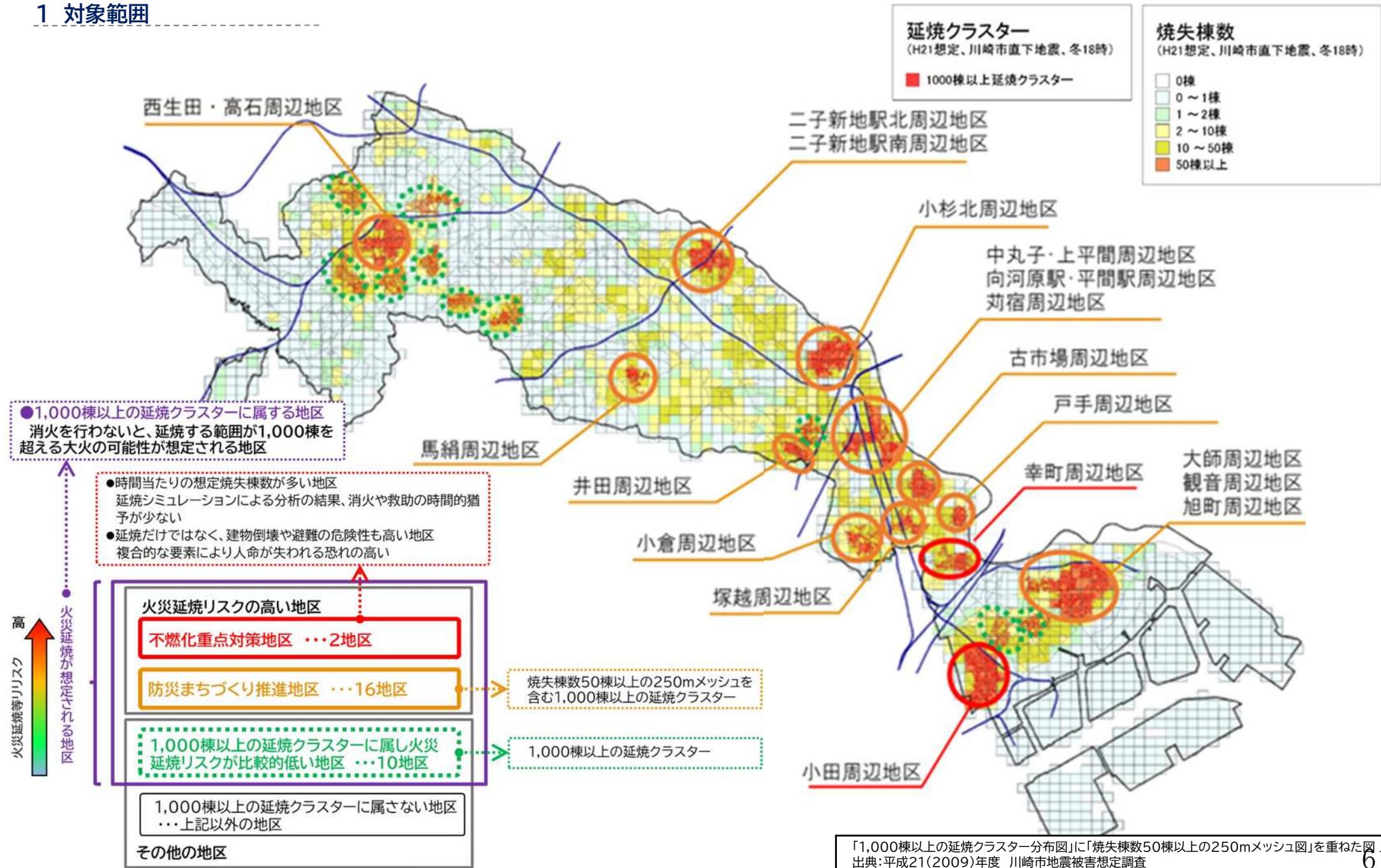
- どの地区でも地域防災力を向上させることが必要
- 町内会からの相談への適切な対応が必要



川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

第4章 方針及び目標等

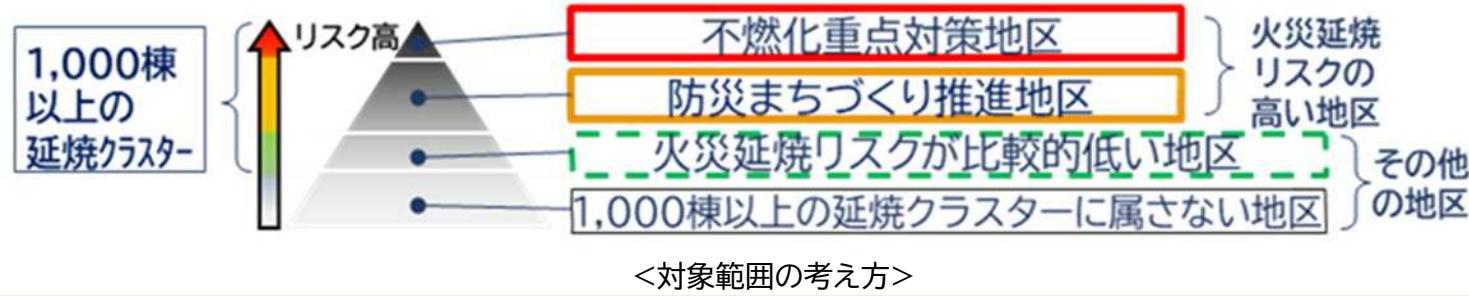
1 対象範囲



川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

● 対象範囲の考え方

- 不燃化重点対策地区と防災まちづくり推進地区については、「火災延焼リスクの高い地区」として、積極的な防災まちづくりの取組を推進する。
- また、1,000棟以上の延焼クラスターに属し延焼リスクが比較的低い地区と1,000棟以上の延焼クラスターに属さない地区については、「その他の地区」として防災まちづくりに関する啓発活動等を展開する。



2 計画の目標

(1) 火災延焼リスクの高い地区

ア 不燃化重点対策地区

- これまでの目標である想定焼失棟数削減割合は、火災による死者数に大きく関連することから、引き続き成果指標とする。

目標	現状値(R6)※	目標値(R11)	目標値(R15)	目標値(R19)
想定焼失棟数	小田周辺地区	0	30	45
削減割合(%)	幸町周辺地区	0	45	60

※想定焼失棟数の考え方は変えず、より精緻な計算方法で令和6(2024)年度における数値を算出し、これを基準とした削減割合を目標値として設定する。

- また、想定焼失棟数削減割合は、あくまでも相対評価であり、それだけでは改善状況の評価が一面的になってしまことから、他の評価の視点として、次のような状況をめざす。

- 火災延焼リスクが一定の基準以下：不燃領域率が各町丁目40%以上
- 道路のネットワーク形成：防災上必要な幅員を概ね確保
- 狭い道路の拡幅：災害時の避難に重要な狭い道路の拡幅
- 延焼クラスターの改善：平成21年度地震被害想定と比較して減少

イ 防災まちづくり推進地区

- 地域住民主体の防災活動は、人的被害や二次被害を軽減するための取組であり、住民の防災意識の向上や迅速な避難行動を促す効果があることから、これまで間接的な指標であった道路閉塞確率に替えて、取組に直結する防災活動継続率を目標値として設定する。
- 目標値の達成に向けては、防災まちづくり推進地区内の町内会を対象に、町内会が主体的に防災活動を継続できる体制づくりなどを支援する。

目標	現状値(R6)	目標値(R11)	目標値(R15)	目標値(R19)
防災活動継続率(%)	50	60	65	70

(2) その他の地区

- 周知・啓発活動として、次の目標値を設定する。
- 各区町連、必要に応じて地区町連などで周知・啓発を実施する。

目標	目標値
周知・啓発	7回以上／年

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

3 基本方針及び取組方針

(1) 基本方針

燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力向上のための取組の推進

- ・火災延焼リスクの高い地区においては、燃え広がりにくいまちづくりに向けたハードの取組や、防災意識の向上等のためのソフトの取組により、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力の向上を推進する。
- ・他の地区に火災延焼リスクの高い地区における取組を共有することで、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力向上のための取組の醸成を図る。

(2) 基本方針を踏まえた地区別の取組方針

ア 火災延焼リスクの高い地区

- 不燃化重点対策地区

「個別建物の更新促進」に加え「道路機能の強化」等による不燃化の推進

Point① 条例規制と建替え支援の継続が必要

▶ 効率的・効果的な制度としつつ、支援を継続

Point② 道路機能の強化が必要

▶ 重要な道路を位置づけ、整備を検討し、拡幅を促進

Point③ 狹い道路の拡幅促進が必要

▶ 共同化の支援制度を拡充、
無接道敷地解消に向けた手法の検討

Point④ 無接道敷地の解消策が必要

Point⑤ 延焼クラスター構成棟数の抑制策が必要

- 防災まちづくり推進地区

協働により得られたノウハウ等を活かした「地域住民主体の防災活動の醸成と継続」

- ・地域住民との協働により得られた知見やノウハウ等を活かした防災まちづくり支援により、地域住民主体の防災活動の醸成を図るとともに、顔の見える関係構築のために、行政による支援を継続する。

イ 他の地区

火災延焼リスクの高い地区における取組の「効果的な横展開による地域防災力の向上」

- ・火災延焼リスクの高い地区で得られた知見やノウハウ等を横展開し、地域住民主体の防災活動を促すことで地域防災力の向上を図る。

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

第5章 具体的な取組

1 各地区における具体的な取組

(1)火災延焼リスクの高い地区

ア 不燃化重点対策地区

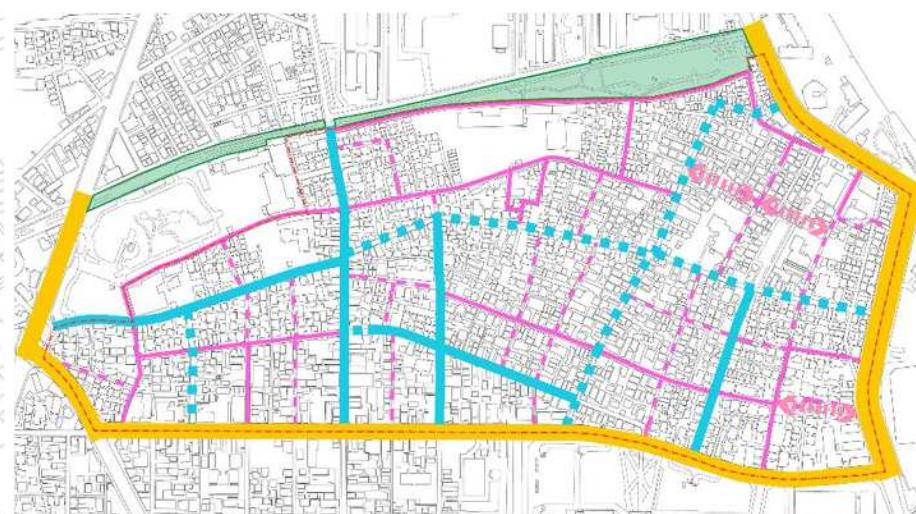
Point ② 道路機能の強化が必要

Point ③ 狹い道路の拡幅促進が必要

重要な道路を位置づけ、整備を検討し、拡幅を促進



- 災害時に重要な道路を「地区防災道路網」として位置づけ、整備拡幅に向けた検討を行う。
- 狭い道路の拡幅支援制度(区画道路拡幅整備事業助成金)の対象路線を追加する。



Point① 条例規制と建替え支援の継続が必要

効率的・効果的な制度としつつ、支援を継続

○条例の防火規制は継続

○老朽建築物の除却工事・耐火性能強化工事に対する補助金(住宅等不燃化推進事業)の効率化

【補助対象者】法人は対象外

【補助対象建築物】耐震性と耐火性が高いものは除却補助の対象外

【補助金額】新築等に対する補助金額を見直し

Point ④ 無接道敷地の解消策が必要

Point ⑤ 延焼クラスター構成棟数の抑制策が必要

共同化の支援制度を拡充、
無接道敷地解消に向けた手法の検討

○共同化に対する支援制度(密集住宅市街地整備促進事業補助金)について、小規模な共同化や無接道敷地を統合する建替えを補助対象とするなど、利用しやすい制度とし、敷地の細分化の抑制や無接道敷地の解消に対し効果的な制度とする。

○その他の取組

・防災空地の創出等の取組を継続

・地域住民への周知・啓発を継続

■	広幅員道路
■	広幅員道路(未整備)
■	避難誘導路線(未整備)
■	地区防災道路 (現況幅員6m以上)
■	地区防災道路 (現況幅員6m未満)
■	防災区画道路 (現況幅員4m以上)
■	防災区画道路 (現況幅員4m未満)
■	拡幅促進路線
■	未整備区間
■	緑道
■	不燃化重点対策地区

川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

イ 防災まちづくり推進地区

課題① 未支援の町内会への支援が必要

効率的・効果的な防災まちづくり支援

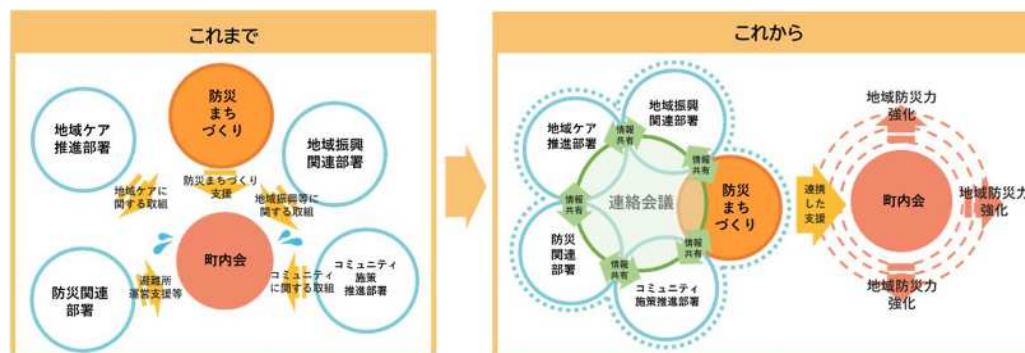
- 今後は火災延焼リスクの高い町内会へ重点的にヒアリングを実施したうえで、新たに支援する一つの町内会に対して3年間の支援を実施する。
- 今後支援する町内会については、地域住民との協働により得られた知見やノウハウ等を踏まえて、次の指針で効率的かつ効果的に支援を実施する。

【防災まちづくり支援指針】

- 地域ニーズに応じた取組の積み重ね<成功体験>
- 地域コミュニティ強化による地域防災力の向上<関係人口増加>
- 防災まちづくり計画の作成<活動継承>

Policy

- この指針を踏まえ、防災に関する活動の新たな担い手を増やすとともに、多様な主体との協力関係の構築も見据えた支援を実施する。
- 各町内会の「防災まちづくり計画」を作成し、地域防災力の一層の向上を図る。
- 各区役所と「防災まちづくり連絡会議」を開催し、区役所と連携した取組を実施する。



【防災まちづくり連絡会議のイメージ】

課題② 支援後の防災活動の定着に向けた取組が必要

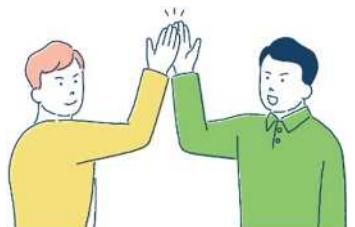
支援後のサポート体制の強化

- 支援直後の1年間については、地域住民主体の防災活動の助走期間として、防災訓練に向けた会議や町内会の既存の取組(お祭り等)における防災啓発などに防災専門家を派遣し、専門的なアドバイスや防災講座などを行い、地域住民主体の継続的な防災活動をサポートする。
- 「防災まちづくり計画」を区役所等の関係部署に共有することで、支援後の町内会からの相談等に局区間で適切に対応する。

課題③ 防災活動を継続できていない町内会への支援が必要

支援指針等に基づく再度の支援

- 支援後5年以上経過し、町内会役員等が交代してこれまでの活動が大きく変化したなどの町内会を対象に、より支援が必要な町内会一つに対して再度の支援を3年間実施する。



課題④ 災害リスクの認知度等の周知・啓発が必要

防災まちづくりに関する周知・啓発の強化

- 町内会連合会等の市民の方々が集まる機会をとらえて、対象町内会の災害リスク等を周知する。
- 継続した防災活動を実施している町内会の活動状況等を伝える場を設け、参加する町内会の方々へ地域住民主体の防災活動の重要性等を周知・啓発するとともに、新たな防災活動のきっかけづくりとする。



川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画【概要版】

(2)その他の地区

ア 地域住民主体の防災活動の重要性等の周知・啓発を強化

- ・町内会連合会等の市民の方々が集まる機会をとらえて、地域住民主体の防災活動の重要性等の周知・啓発をする。



【防災まちづくり事例集】

イ さまざまな主体との連携

- ・区役所等との連携(防災まちづくり事例集の周知・啓発等)
- ・防災関連部署との連携
- ・コミュニティ施策関連部署との連携
- ・民間事業者との連携
- ・その他の団体との連携

2 進行管理

- ・本計画が対象とする期間は、令和8年度から令和19年度までの12年間としているが、社会状況の変化や上位計画の改定などを踏まえて計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。
- ・毎年度、目標の達成状況や取組の進捗状況を把握していく、次の計画改定時に、実績等を踏まえ取組の見直しを行う。



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

川崎市密集市街地における
防災まちづくり推進計画
(案)

令和8(2026)年2月

■お問合せ

まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課

TEL：044-200-2731、3012 Fax：044-200-0984